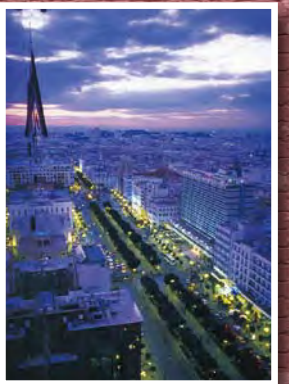


AFRICA

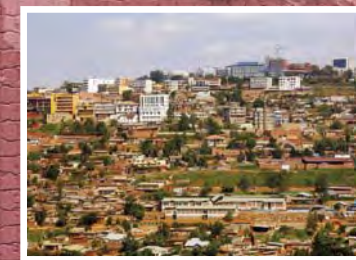
2011 アフリカ

No. 4

WINTER vol.51



チュニジアの首都チュニス



ルワンダの首都キガリ

巻頭言 機関誌『アフリカ』に寄せて

外務大臣 玄葉 光一郎

AFRICAN TOPICS

よみがえる日本の企業戦士

— アンゴラ大使赴任を終えて —

外務省 国際協力局長(前駐アンゴラ大使) 越川 和彦

特集

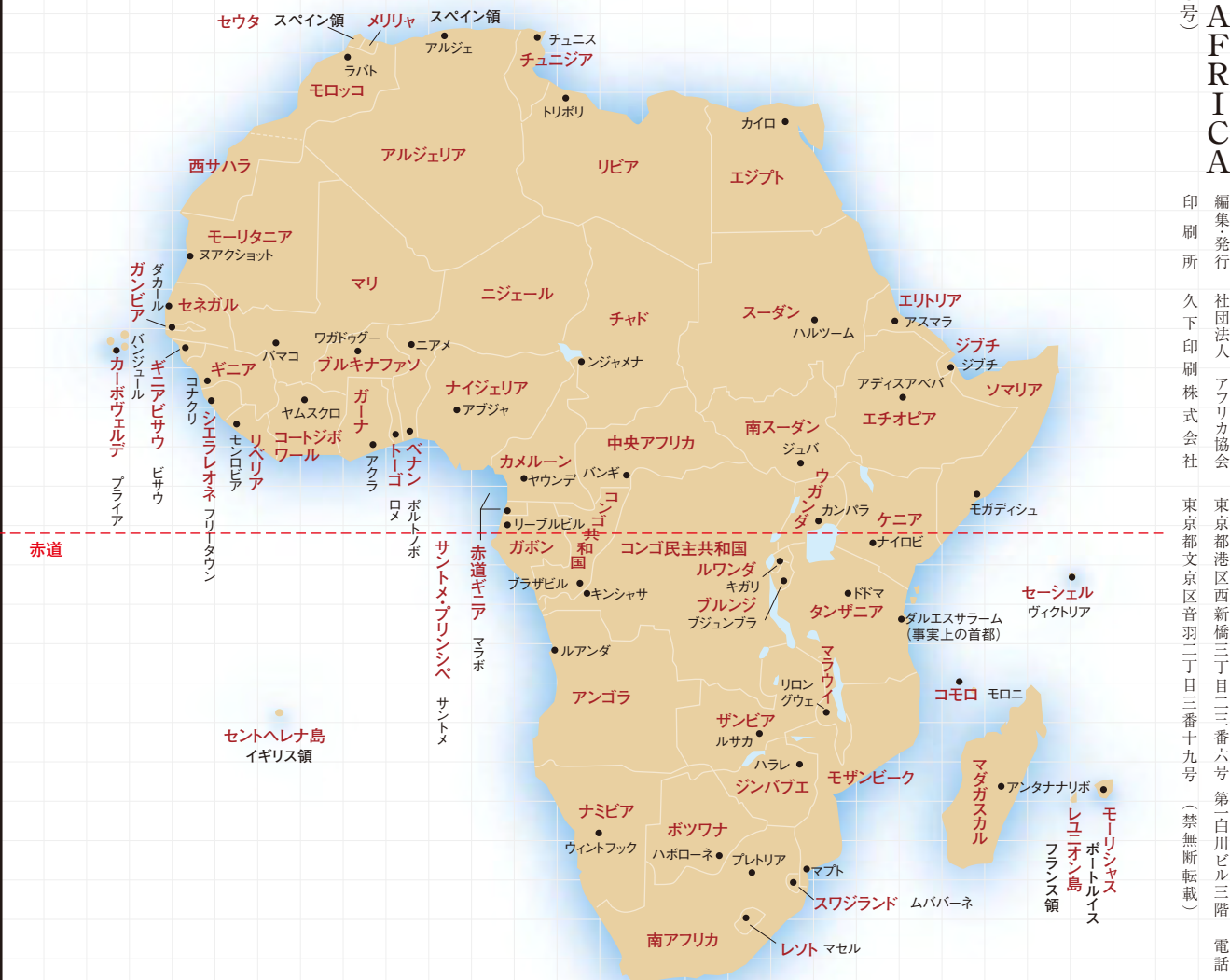
アフリカ成長における 南部アフリカ開発共同体(SADC)の事例

元外務省職員 武藤 一郎

社団法人 アフリカ協会

アフリカ/54の国々

※ ● … 首都



Africa Data / エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止目標(結核患者、10万人当たり)2007

サブサハラ・アフリカ	日本	世界
369人	21人	139人

資料: World Bank, World Development Report 2010

定価 1,155円 本体 1,100円 雑誌コード 03491-12

平成二十三年十月三十日発行
第五十一巻四号(通巻五五〇号)

AFRICA

編集・発行 社団法人 アフリカ協会
印刷所 久下印刷株式会社

東京港区西新橋三丁目二三番六号 第一白川ビル三階
東京都文京区音羽二丁目三番十九号(禁無断転載)

電話 〇三(五四〇八)三四六二番

「社会に信頼される会社であること」

130th
ANNIVERSARY

SEIKO



C O N T E N T S
2011 Vol.51 WINTER No.4

AFRICA

02	巻頭言 機関誌『アフリカ』に寄せて	外務大臣 玄葉 光一郎
04	アフリカ協会会員寄稿 Vol.5 伊藤忠商事株式会社 サブサハラにおける伊藤忠商事の活動	伊藤忠商事株式会社 アフリカ支配人 赤松 知之
08	アフリカ協会会員寄稿 Vol.6 いすゞ自動車株式会社 いすゞ自動車、アフリカにおける 「運ぶ」を支える活動	いすゞ自動車(株) 海外営業第二部 室橋 / 引間 / 池澤 / 渡辺 / 上野
12	在アフリカ公館便り チュニジア共和国通信	在チュニジア共和国日本国大使館 特命全権大使 多賀 敏行
18	アフリカ・ニュース解説 05 考えるNGOの登場	明治学院大学 国際学部 教授 勝俣 誠
20	アフリカ・ニュース解説 06 カダフィ大佐とアフリカ諸国	早稲田大学 国際教養学部 教授 片岡 貞治
22	AFRICAN TOPICS よみがえる日本の企業戦士 —アンゴラ大使赴任を終えて—	外務省 国際協力局長(前駐アンゴラ大使) 越川 和彦
28	特集 アフリカ成長における南部アフリカ 開発共同体(SADC)の事例	元外務省職員 武藤 一郎
38	アフリカに生きる Vol.4 モザンビーク その貧しさと豊かさについて	下平 明子
42	研究発表論文 ガーナ共和国における 2000年代の法制度改革 —クフォー政権による「法の支配」確立の試み	早稲田大学大学院 政治学研究所 高井 亮佑
52	書評 アフリカにおけるネオリベラリズム の展開と次に来るもの?	(社)アフリカ協会 理事 堀内 伸介
56	映画紹介	元コンゴ民主共和国大使 高倍 宣義
58	アフリカ協会主催レセプションの開催	
60	協会日誌／新任大使紹介	

●編集・発行：社団法人 アフリカ協会 〒105-0003 東京都港区西新橋3-23-6 第一白川ビル 3階
●振替口座：00140-6-63097
●TEL：03-5408-3462 ●FAX：03-5408-3463 ●E-mail：info@africasociety.or.jp ●HP：http://www.africasociety.or.jp
●印刷：久下印刷株式会社 ●制作：高美クリエイティブ

巻頭言

機関誌『アフリカ』に寄せて

外務大臣

玄葉 光一郎

Koichiro Gemba



アフリカは、国際社会と協調しつつ、様々な困難を乗り越え、豊富な資源を活かして、近年、高い経済成長を実現しつつあります。一部の地域では、依然として紛争や貧困といった課題が残っていますが、アフリカは、「希望と機会の大陸」として、大きな飛躍を遂げようとしています。今後、アフリカは、ますます存在感を高めていくことでしょう。

私は、3月11日の東日本大震災に際し、アフリカ諸国から寄せられた様々な支援・連帯の意に接し、我が国とアフリカ諸国との間に培われてきた強い絆を再認識しました。孔子は、政治の要諦として、「兵」「食」「信」の三つを挙げたといわれていますが、私なりの言葉で言い換えれば、我が国とアフ

リカとの関係を更に深めていくに当たっては、アフリカに残された問題である「兵」(平和・安全保障)と「食」(貧困削減、開発)への取組に協力しながら、アフリカとの「信」、すなわち、確かな信頼関係に基づくパートナーシップを築いていくことが重要であると考えます。

こうした認識の下、我が国としては、①平和と安定への貢献、②開発支援と貿易投資の拡大、③グローバルな課題への対応、の三つを柱とする力強いアフリカ外交を進めていきます。その一環として、野田内閣は、南スーダンPKOへの自衛隊部隊派遣の準備を進めているほか、「アフリカの角」地域の干ばつ対策やソマリア和平実現に向けた支

援を実施するなど、具体的な取組を行っています。

我が国は、2013年に第5回TICADを我が国で開催し、アフリカの発展に貢献していきます。TICADプロセス20周年に当たる年に行われるこの会議は、これまでの成果を踏まえ、我が国の対アフリカ外交の新たな地平を切り開いていく格好の機会です。私自身、第5回TICADを見据え、アフリカの方々との出会いを大切にしながら、アフリカとの絆を一層強固なものとするべく取り組んでいきたいと考えています。

皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

Minister for Foreign Affairs
Koichiro Gemba

伊藤忠商事株式会社

ITOCHU

サブサハラにおける伊藤忠商事の活動

伊藤忠商事株式会社 アフリカ支配人

赤松 知之

Tomoyuki Akamatsu



ヨハネスブルグ支店を訪問した岡藤社長（上段・右から3番目）

アフリカは日本からの距離の遠さや歴史的背景等も相まって日本人にとっては馴染みが薄く、正しい姿を想像することが難しい大陸です。それはビジネスに於いても同様で、アフリカ市場の事を正確に理解している日本人はまだまだ限られているのかもしれない。

しかし、実際は様々な国籍の人々がアフリカ市場でビジネス活動を行っており、アフリカは我々日本人が思い描くアフリカからは想像出来ない程活発な姿を持っています。最近ではBRICS等に代表される新興国の経済発展と共に資源の需要が高まり、アフリカの未開発資源を巡って熾烈な国際競争が繰り広げられています。

伊藤忠のサブサハラでの活動の歴史は各国の独立の前後に遡り、繊維製品やサンダル等、生活物資の輸出からスタートし、1970年以降は通信機械、プラント、産業機械そして自動車等機械類の日本からの輸出、また砂糖やコーヒー、カカオ、ゴマといった食品原料やパルプ製造用チップ等の輸入を安定的に行ってきました。また近年では、金属資源やエネルギー分野の開発にも注力しております。

現在のサブサハラ市場の拠点は、南アフリカ（略南ア）のヨハネスブルグ支店を筆頭に、ケニアのナイロビ事務所、エチオピアのアディスアベバ事務所、ナイジェリアのラゴス事務所、ガーナのアクラ事務所の他にジンバブエのハラレでの事業会社がベースとなっています。今回はその中でヨハネスブルグ支店、ナイロビ事務所、アクラ事務所、及

び、事業会社3社 [ITOCHU Auto Africa (Pty) Ltd, MOTEC Holdings (Pvt) Ltd, Komatsu Southern Africa (Pty) Ltd] の活動の一部を御紹介したいと思います。

(1) ヨハネスブルグ支店

① 金属エネルギー分野

金属資源分野では、Ivanhoe Nickel & Platinum Ltd. が推進中のプラットリーフ (Platreef) 白金族金属・ニッケル探鉱開発事業に2010年より参画し、追加探鉱、事業可能性評価など開発に向けた準備を急ピッチで進めています。このプロジェクトは南ア・リンボポ州モコパネ市の近くにあり、世界の白金族金属の8割超の埋蔵量と7割超の産出量で知られているブッシュフェルト地域の北部に位置しています。1999年からの探鉱で、ニッケル・銅硫化物及び金を伴う有望な白金族金属の鉱徴と、更なる鉱量増加のポテンシャルが確認されており、将来的に本事業が、白金族金属生産最大手であるアングロ・ブラチナ社が本事業に隣接して操業してい



ウランプロジェクトの写真

るモハラクウェナ (Mogalakwena) 白金族金属鉱山に匹敵するか、それを凌ぐ世界最大級の白金族鉱山として開発されると期待しています。アフリカは資源の宝庫であり、各国の政府や企業が資源確保に向け激しい競争を繰り広げています。本プロジェクトに加え、将来当社の収益の柱となるような鉱山開発案件を発掘すべく、当地駐在員が日々各国を飛び回っています。

伊藤忠のサブサハラでのエネルギー開発分野での第1号案件はナミビアにおける天然ガス開発案件で (Kudu ガス案件) 2007年にナミビア海上鉱区であるKudu ガス田鉱区 (ナミビア南部沖合約130kmに位置し水深160～200m、鉱区面積4,475平方キロの海上鉱区) の権益を取得しました。現在パートナーである英独立系石油開発会社 Tullow、ナミビア国営石油会社 Namcor とともに、ナミビア政府を含めた関係者とガス田開発に関する協議を進めております。

同じくエネルギー開発分野での第2号案件としては、ナミビアにおけるウラン開発があります。2010年、豪州子会社 Nippon Uranium Resources を通じ、世界最大級のフッサブ・ウラン鉱山を100%保有する Extract 社へ約10%出資し、その筆頭株主である Kalahari 社へも約14%出資参画しております。ナミビアにあるフッサブ鉱山は、世界有数の資源量を誇る大規模ウラン鉱区であり、事業化調査は既に終了し開発移行への準備が進められています。ウラン生産開始は2014年を予定しております。

また、当社は、既に太陽光発電の主要市場である欧州・日本・米国において、太陽光発電システムの拡販・普及を展開し実績を積んできました。日照条件に恵まれたアフリカはソーラー発電事業の新市場として有望であるため、これまで培ったノウハウを活かしながら、トレードだけではなく事業展開も視野に入れています。

② 生活・資材・化学品食料分野

生活資材部門では1970～80年代には南アから日本に大量の石綿の輸出を行っていました。1990年代に入り、日本国内での石綿使用禁止法が法令化されたことに伴い、同商品輸出が急激に減



チップ積出港 Richards Bay 付近に広がるユーカリの植林地。高い植林技術が確立されている。南アフリカの植林地は樹木の質が高いのみならず、視覚的にも美しい。

少ししましたが、南アからの日本の製紙会社向け木材チップ (製紙原料) 輸出が大きく伸び、石綿に代わる、新たな主要製品となりました。この木材チップは取扱のピークであった2005年から半減したとは言え、現在もこの部門の主要取引であります。

生活資材部門では他に、南アからの日本への屋根材 (洋風瓦) 補強用途のシリカヒューム、耐火物用途のシリコンカーバイドの輸出、日本からの窯業建材補強用途のPVA 繊維の南アへの輸入、化学品ではマットレス原料であるTDIや大手タイヤメーカー向けの合成ゴム、高分子吸収体、そして南アのみならずアフリカ諸国への汎用品プラスチック原料輸出も行っています。

食料関連では歴史的に南アから日本向けの砂糖輸出を手掛けており、その他に現地チョコレートメーカー向けの植物性油脂の輸入販売、南アからの水産物の輸出などを手掛けています。

③ ナイロビ事務所 (ケニア)

伊藤忠のナイロビ事務所はケニア独立前の1961年3月に開設し、今年50周年を迎えました。担当地域は所在国のケニアの他、周辺国のタンザニア、ウガンダ、ブルンジ、ルワンダ、セーシェル、エリトリア、さらにこの7月にアフリカ大陸54カ国目の独立国となった南スーダンで、東アフリカ計8か国、総人口約1億5千万人の広大な市場をカバーしています。現在の主要分野としては、自動車や建設機械の日本からの輸出、ODAプロジェクト取組み、コーヒー、胡麻等、農産物の日本向け輸入などが挙げられます。

その中でも最大の基幹ビジネスとなっているのが、米GMとの合弁会社、General Motors East Africa 社 (略GMEA) による、いすゞ商用車の現



コーヒー園の収穫

地組立・販売事業です。市民の交通の足となっているマタトゥと呼ばれる小型乗合バスや、トラック・バスなどの商用車市場ではGMEA製のいすゞ車両が20%以上の高いシェアを占めています。ケニアは東アフリカの中でも有数の工業国で、食品や農産物加工など軽工業がその主たる中で、GMEAによる商用車の現地組立・販売事業はケニアでも数少ない機械製造業の一翼を担い、バス・トラックの架装工場や周辺部品産業の発展に寄与しています。またGMEA製のいすゞ車両はODA無償援助によるウガンダ、ルワンダ、ブルンジ等周辺国向けの公共交通バス調達案件でも何度か採用され、周辺国の市民の足として活躍しています。

ケニアのGDPはサブサハラ47か国で南ア、ナイジェリア、アンゴラに次いで第4位で、主要産業としてこのGDPに大きく貢献しているのが観光業と農業です。当社では長らく東アフリカ産のコーヒー豆を取り扱い、キリマンジャロ、ケニアAAの代表銘柄で知られる当地のコーヒーはその酸味の強い爽やか且つ上品な味わいで日本市場でも人気です。

また、当社の日本市場への取り扱いを大きく増やしている製品として、アフリカ産胡麻が挙げられます。このアフリカ産胡麻は搾油用を中心に需要を伸ばし、いまや日本の胡麻の95%以上はアフリカ産と言われております。

降雨と晴天に恵まれているアフリカ大陸は世界の農業基地・食糧庫としての大いなる可能性を秘めており、この分野でのビジネスの可能性を当社も積極果敢に追っていきたくと考えております。

④ アクラ事務所（ガーナ）

ガーナは1957年、アフリカの中で最初に独立し

た国で、過去には南アに次ぐアフリカ第二位の金の産出国でした。またカカオ豆の産地としても有名で、ロッテのガーナチョコレートの強烈なイメージもあり、日本人にとってガーナは非常に馴染みのある国と言えるでしょう。

伊藤忠アクラ事務所は、35年前の1976年に開設された歴史の古い事務所で、シエラレオネ、リベリア、ブルキナファソ等の近隣国も管轄地域となっています。事務所の主要業務はカカオ豆、胡麻といった農産物の輸出、自動車、建設機械の輸入、インフラ案件をはじめとしたODA案件、昨今では後述する石油／ガス関連プロジェクト等への取組みも行っています。

ガーナのカカオ豆の生産量は、アイボリーコーストに次ぎ世界第2位で、ガーナのカカオ農民は伝統的なカカオ生産方法を保持し、高品質で、国際市場でも高いプレミアムがつくカカオ豆を生産しています。これは、国家組織である「ガーナカカオボード」が国営事業として取り組み、増産体制の構築がなされているためです。ガーナは日本のチョコレートメーカーと切っても切り離せない関係があり、伊藤忠はカカオのサプライヤーとして、昨今の残留農薬への対応に高い評価を受け、日本でのシェアも上げております。

2007年以来、ガーナのアイボリーコースト寄りの海上鉾区で油田が発見され、2010年に石油の商業生産が開始し、ガーナも晴れて産油国の仲間入りを果たしました。それ以来、石油メジャーを中心とした外資企業による開発が盛んに行われており、原油のみならず天然ガスの鉾区も発見されています。近年では上流開発のみならず、下流の石油ガス関連事業である肥料工場、電力IPP(Independent Power Producer)などへも外資企業が強い関心を示すなか、伊藤忠ガーナ事務所も、石油、ガス関連のプロジェクトへの参画のチャンスを狙っています。

また、ガーナや周辺国の豊富な鉱物資源開発の



実がついているカカオの木

ベースとなる鉄道、道路、電力等のインフラはまだまだ整っておらず、西アフリカでの資源開発、および関連インフラ事業への参画は今後の大きなチャレンジ分野と言えます。

(2) 事業会社

① ITOCHU Auto Africa (Pty) Ltd (南ア)

ITOCHU Auto Africa (Pty) Ltd (通称IAAF) はアフリカ最大市場である南ア及びその周辺国の現地ニーズに的確且つ迅速に対応する地場型販売のサービス拠点として1997年に設立されました。

会社構成は日本人3名（いずれも伊藤忠本社からの出向）、現地スタッフ3名、計6名から成っており、主に南ア及び周辺国での日本車・補修部品ビジネスにおけるマーケティングサポート、及び南アにおける自動車小売事業の展開を進めています。

これらの分野における取扱い拡大に引続き注力していく一方、将来的な南ア政府による自動車関連の政策変更をにらみつつ、新たなビジネス機能創出による収益機会の拡大に挑戦していきたいと考えております。

② MOTEC Holdings (Pvt) Ltd (ジンバブエ)

伊藤忠のジンバブエでの活動の歴史は古く、1980年の独立以前から通信機器、自動車を中心とした、取引を行っていました。1998年のコンゴ派兵に端を発し、2001年の白人農場主追放運動で決定的となった政治・経済の混乱により日本企業はジンバブエからの撤退を余儀なくされるなか、伊藤忠のハラレ事務所も2004年3月に閉鎖しました。しかしながら、伊藤忠は事務所閉鎖後も自動車関連事業会社への日本人出向員派遣を継続し、日本人駐在員を派遣している唯一の民間企業という稀有な立場で、当国とのビジネス関係を構築し現在に至っています。

伊藤忠のジンバブエでの自動車組立／販売事業はマツダと共同で組立・卸売会社への出資を実施しました。続いて同組立会社の他、小売、部

品専門会社等 関連事業を傘下にもつ持株会社〔Motec Holdings (Pvt) Ltd〕への出資及び経営への参画を行いました。以降、マツダ車の現地組立車／完成車及び部品の輸入販売に留まらず、大型商用車の取り扱いや架装事業も展開、自動車総合ビジネスを展開中です。

ジンバブエにおける自動車市場は90年代終盤に最盛期を迎え、その後に生じた政治・経済の混乱により市場は収縮しましたが、政治問題の解決は近いと目されており、そう遠くない未来に再び市場が回復すると期待しています。

③ Komatsu Southern Africa (Pty) Ltd (南ア)

コマツは、1963年に南ア向け第一号機（ブルドーザー）を納入、その後、現地会社とのJoint Venture時代を経て、1997年1月、コマツと伊藤忠の合弁事業として、Komatsu Southern Africa (Pty) Ltdが設立されました。

主なビジネスとして、南部アフリカ地域向けコマツ製建設機械・鉾山機械の販売とサービスを行っていますが、新興国経済の発展に伴う建設投資の伸びに加え、近年における資源価格高騰による南部アフリカ地域の鉾山開発も活況を呈しており、鉾山機械の需要も底堅く、今後も順調なビジネス拡大が予想されております。

これからも南部アフリカ地域において、世界のトップメーカーの一つであるコマツ製建設機械・鉾山機械のより一層の販売拡大のために、尽力していきたいと考えております。

今回はサブサハラ市場での当社の活動を中心にご案内致しましたが、言うまでもなくアフリカ大陸には、54カ国10億人もの人々が暮らしています。当社の活動が、アフリカの為に、日本の為に、なかならず世界の発展の為に、当社のMissionである「Committed to the Global Good－豊かさを担う責任－」の下、幾ばくかの貢献に繋がればと考えております。

伊藤忠商事株式会社
ITOCHU

いすゞ自動車株式会社

ISUZU MOTORS
LIMITED

いすゞ自動車、アフリカにおける「運ぶ」を支える活動

いすゞ自動車(株) 海外営業第二部

室橋／引間／池澤／渡辺／上野

始めに

いすゞ自動車の創業は1916年、日本の自動車メーカーとしては最古の歴史を有しています。創業以来、一貫して「妥協のない物づくり」にこだわり、今日の姿を築き上げてきました。いすゞがトラックの輸出を始めたのは戦後間もない1949年。沖縄、台湾、フィリピン等近隣諸国に始まり、1956年には、日本製自動車として初めてスエズ運河を越え、エジプトにアフリカ向け輸出の輝かしい第一歩を果たしました。当時はエジプトとの決済条件等、多くの関門がありましたが、積極的に入札、見本市への参加等の努力を重ねた結果、カイロ消防庁、カイロ市役所、アレクサンドリア消防庁等、多くの人に消防車、ダンプトラックを使って頂き、その耐久性を証明して頂きました。余談ですが、スエズ動乱では多くのいすゞ消防車が活躍したそうです。

こうしたエジプトでの評価が広まり、1959年には、当時アフリカの真珠と言われたウガンダに進出、国境を越えて、ケニア、タンガニーカのサバンナ地帯をいすゞのトラックが疾駆しました。当時の悪



1977年ラゴストレードフェアに出展のエルフ

い道路状況において、いすゞのトラックは見事にその耐久性を立証し、常に好評をもって迎えられ、サイザル、コーヒー等、主要用途である農産物輸送のお役立ちをさせて頂きました。この後、1960年には南アフリカ、西アフリカ方面は、ナイジェリアに1965年独立時に進出、象牙海岸、等等、アフリカの多くの人々に受け入れられて参りました。

その伝統を継承しながら、いすゞは今アフリカにおいて、日々の「運ぶ」を支え、信頼されるパートナーとして、豊かな暮らし創りに貢献出来る様、多様な特徴、事情のある各国にてさまざまな展開を行っております。

以下では、アフリカの主だった国でのいすゞの展開の様子をお伝えしたいと思います。(現役の各国担当者にて綴らせて頂きました。)

南アフリカ

アフリカの経済大国として更なる発展が期待される南アフリカ(以下、南ア)。南アでいすゞビジネスは、後述するエジプト、ケニアと同じく、General Motors (GM) との長年の堅固なパートナーシップのもと、成長を遂げてきました。

GMの現地子会社GMSAf (GM South Africa) では70年代からピックアップトラックと小型／中型トラックの組み立て／販売を「ISUZU」のブランドのもと展開。現在に至るまで弊社とGMSAfの関係は揺ぐことなく、それが故に南アにおいていすゞはユーザー各位より長年に渡る信頼を頂いております。

現地架装の現金輸送車



南アは鉱業／農牧畜業／製造業と多様性とバランスのある産業構造故にトラック需要が常に高く、また、自家用／レジャー用に乗用としてのピックアップトラックの需要が高く、いすゞ商品の活躍出来るフィールドが広い市場です。GMSAfといすゞは、長年にわたってお互いの駐在者を南ア、日本に置いて、主に商品、生産の技術面の連携を取り、市場に適した商品と確かな品質を南アユーザーにお届けする体制を続けております。

小型／中型トラックの販売では、よりトラックに特化した販売／顧客サービス体制の構築を目指して、2006年にいすゞ／GMSAfの合併会社としてIsuzu Truck South Africa (ITSA) を設立。

ユーザーとのコミュニケーションを深めると共に、架装対応力の強化、部品供給／サービスの質向上に傾注し、競争の厳しい市場で、お客様の期待に応えるべく努力しております。ITSAではCIT (現金輸送車)や、軌陸車(鉄道網点検車)といった、特殊架装を開発から手がける等、現地固有のニーズに密着した商品提供による貢献にも力を注いでおります。

パートナーのGMSAfや現地販売店の方々、いすゞの車を使って頂いているお客様は、大らかさと包容力／フレンドシップと、ビジネスや技術／品質への確かな目を同時に持っておられます。今後も市場で鍛えられながら、より良い商品の提供に努力して参ります。(室橋)

エジプト

アフリカ向け輸出の先駆となったエジプトですが、1983年General Motors との合併の自動車組立会社であるGeneral Motors Egypt (GME) を設立、KD組立ビジネスを開始いたしました。(KD組立とは、いすゞから送る主要な車両部品と現地で調

達する部品を使って1台の車両に組立てる方法)。

工場立上げ当初は、当社の技術者が工場運営を指揮しておりましたが、現地への技術移転に努めた結果、現在はエジプト人社員が工場のトップとして活躍しており、その組立て品質や生産性については、GMの中でも高い評価を得ています。また、国産化部品サプライヤーを多数抱え、一万人を超える雇用を生み出し、地域経済に広く貢献しております。

現在は主に小型トラック、小型バス、及びピックアップトラックを当地にて組立て、シボレーブランドにて販売しております。早期にビジネスを展開した強みに加え、商品・品質・生産性向上への弛まぬ努力、有力なパートナーと築いた部品供給／サービス体制の充実により、特に小型トラックとピックアップトラックは、7割を超えるシェアを得ております。

当地で求められる商用車は、いわゆる「ワークホース」で、堅牢で物が沢山運べること、壊れても直ぐに直ること。また、砂塵や熱地対策等も重要です。これを念頭に用意したいいすゞの車体と、GMEが長年の経験に即して設定する荷台を組合せた車で、「いすゞの車は壊れない」という信頼の声を頂いております。

一方で、価格に敏感なことも、当地の特徴で、近年では、新興国製の廉価車の流入が増えています。今のところその多くはコピー車に近いもので、未だに品質の面で問題ある様ですが、お客様には徐々に認知され始めており、今後の需要に応じてゆくという点では、廉価車を意識した商品展開も課題と捉えております。

今年、2011年は、エジプトにとって、歴史的な年となりました。2月の政変により全く新しい時代の幕開けとなりました。この新しい時代において、変化するニーズに応え、これからもいすゞの車両がエ



ギザのピラミッドとN-シリーズ

ジブトの人々の「運ぶ」を支え、豊かな暮らし創りに貢献出来る様、尽力して参ります。(引間)

ケニア

スワヒリ語が多く話されるケニアは、最もアフリカらしい国のひとつ。又近在する多くの自然公園の素晴らしさはご存知の通りです。ケニアとのビジネスは、1966年にビクトリア湖東岸キスムに販売店を構えたことに始まり、早々ナイロビで6トントラックのKD組立を始めました。このKD組立を始めたことで、早くからケニアの人々の雇用を創出し、国産化の促進を進めることとなり、結果として、ケニアの工業化の一助を担わせて頂きました。尚、現地組立には生産技術指導が必要不可欠です。現地組み立てであっても日本で生産された車両と同じ品質をお客様に届ける、というのは長年変わらぬいすゞの考え方です。

そのためにいすゞは、1970年にナイロビ駐在事務所を設置し、生産技術指導の駐在員を置き、組み立て、部品国産化の技術指導にあたりました。これによりいすゞの耐久性が評判を呼び、ケニアからソマリア、スーダン、エチオピア、等に販売が広がりました。その後1971年のGM／いすゞの提携を機に、1977年からは在ケニアのGMEA (East Africa) 社の工場での生産となり現在に至っております。

現在、ケニア及び周辺国では、物を運ぶトラックと同時に人を動かすバスの需要が多くあります。耐久性のあるトラックベースシャシに現地でバスボデーを架装した現地に適したトラックバスでいすゞは好評を頂いていると共に、さらなる商品向上に向けてGMEAと一体になって商品開発を行っています。

GMEA等我々が知るケニアの人々は、皆大変明るく陽気で、何に対してもポジティブです。仕事で



現役で活躍するTXシリーズ

困難な場面に直面した場合、日本人だけなら落ち込むような状況でも、大声で笑い飛ばして常に前向きです。彼らの心持がケニアでいすゞを牽引してくれています。

今後もこの素晴らしい人々と共に「妥協のない物づくり」を続けます。(池澤)

アルジェリア

弊社のアルジェリアへの本格参入は、現販売会社が創設され契約を結んだ2000年に遡ります。

その以前は、政府系入札への参加等により同国のビジネスチャンスを探る日々が続いていました。その間、幸いに大口の政府向け受注を頂き、現地にサービス支援の駐在員を派遣した時代があり、そこから同国での将来のビジネス可能性を感じておりました。

今、それは現実の物となり、近年アルジェリアはその豊富な地下資源を国家財源の一つとして飛躍的な経済発展を遂げています。特に自動車輸入量は年々拡大し凡そ300,000台を超える勢いが続いています。又、大型ショッピングモールの建設やトラムの敷設、大規模な高速道路建設など、国民生活の向上に繋がる社会インフラの発展も順調に進んでいます。

この様な中、私どもいすゞは社会インフラの整備に伴う工事前トラックのご注文を頂く機会が増えました。中でも、チュニジア国境から首都であるアルジェへと繋ぐ全長約400Kmの高速道路建設のプロジェクトで2006年に大量の機材発注を頂いた事は、いすゞにとってアルジェリアでの販売を大きく飛躍させる転機となりました。

このプロジェクトの工事着工に伴い、延べ1000人以上の日本人が直接工事に携わられ、いすゞも約600台超の車両を納入させて頂きました。



高速道路建設の現場

この様な大規模プロジェクトにおきまして、いすゞの果たす役割は、現場の車両の稼働維持に尽きるといえます。トラックの稼働維持においては、円滑な部品供給・迅速な修理そして故障を減らす予防整備の3つが基本となりますが、日本と国情の異なる同国での対応には更に現地のメカニックへの技術講習やドライバーへの運転講習、日常点検の啓蒙といったソフト面での活動が欠かせませんでした。これまで延べ10回以上、年間2～3回の講習を行わせて頂いた結果、車両稼働率は約97%を維持して頂くまでに至りました。同国においてこの稼働率を維持させて頂いている事は、お客様と共に車両の稼働維持という目標に一丸となれた成果と認識しております。

フランス語&アラビック圏ということで、講習など準備／フォローアップ面で、現場での難しさはありますが、逆にお客様と一緒に物事に当り、お客様に助けて頂いたということでの成果と理解しております。

今後道路網の整備で物流面でのトラック需要も伸びて行くと期待されます。引き続きいすゞは、アルジェリアで「運ぶ」を支える貢献を続けてゆきます。(渡辺)

コートジボワール

“西アフリカの雄”と呼ばれ、1960年～70年代には“イボワールの奇跡”と呼ばれる高度経済成長を遂げたコートジボワール。彼の地におけるいすゞの歴史は、1968年、フランスに本社を置く総合商社CFAOとの協業で開始致しました。その後、1980年代までは中～大型商用車を中心に多いときで年間800台規模のいすゞ新車を販売して参りましたが、市場の揺れ動きと20世紀最後に勃発したクーデター、それに続く政治不安の影響で、2000年前後には大きく販売を落とすこととなりました。

いすゞのブランドイメージは確立されており、その品質も評価して頂いてはいるものの、政治不安とそれに伴う購買力の低下により、元来主要セグメントであった農業分野は、価格競争力のある中国車や

Nシリーズに架装した”トラックバス”



中古車に席卷されてしまいました。その状況を打開すべく、現地販社と話し合いを重ね、いすゞからも現地に出張者を送り込み市場調査を実施し、現在我々は“トラックバス”の拡販を推し進めています。

コートジボワール人に言わせると、「アビジャンはコートジボワールの首都ではなく西アフリカの中心地。物も人も、みなアビジャンに集まる」とのこと。確かに、道路地図を広げてみると、西アフリカの道路網は、アビジャンから北へ東へ西へ、放射線状に伸びているように見えます。其の地の利を生かし、国をまたぐ人の移動を信頼のおけるバスで途切れなく支える事に視点を据え、いすゞの堅牢なシャシ/エンジンを生かしたバスを提供すると共に、オーナードライバーへのファイナンスを販社が積極的にサポートすることで、需要の掘り起こしを進めています。

バスのボデーは、未舗装道路や隘路を走行できるよう車は小ぶりで、長距離移動の際の荷物を考え、車内やルーフにどれだけ物を積んでも耐えられるように頑丈に、悪路を走っても事故にあっても、人命を失わないよう堅牢に、と現地の経験が生かされたつくりになっています。大都市を除くといまだに未舗装路が多く、インフラ整備の進まない土地には反政府ゲリラも潜むというコートジボワールの地や、監視の目が行き届かない周辺国との国境地帯を安全に走行できる“トラックバス”を、距離や用途に応じて複数モデル提供することにより、人と物の安全な流通を確保することができれば、コートジボワールとその周辺国の更なる発展の一助になるのではと、現地パートナーともども、期待を込めて思っています。(上野)



チュニジア、民主化に向けて 大きな一歩

在チュニジア共和国日本国大使館

特命全権大使

多賀 敏行

His Excellency Mr. Toshiyuki Taga



チュニス唯一の目抜き通り、ブルギバ通りを背景に
※背景の5階建ての建物は内務省。1月14日、この前に1万人を超える民衆が押し寄せ、数時間後
ベンアリ大統領は国外脱出した

1. はじめに

「今まで50年以上生きてきたが、生まれて初めて投票する。こんなに嬉しいことはない」。これは、今年10月23日にベンアリ政権崩壊後のチュニジアにおいて初めて実施された選挙において、投票所となった小学校で、投票の順番を待つチュニジア人女性が私に語った言葉である。チュニジアでは本年1月14日、革命が起きた。その後、民主化移行のための取組を一步一步確実に進めてきたが、憲法を制定することになる憲法制定議会の議員217名を選出するための選挙（制憲国民議会選挙）を民主的かつ平和的に終えたことを歓迎したい。チュニジアは中東・北アフリカ地域における民主化を求める動きの先駆者であることから、同選挙が他のアラブ諸国に与える影響は極めて大きい。そのため、同選挙には国際的にも大きな関心が寄せられた。透明で自由な選挙の実施を確実にするため、チュニジア国内の民間団体をはじめ、多数の外国政府や国際機関、国際NGOが同選挙の監視活動に参加した。EUの監視団、アメリカのカーター財団の選挙監視団などがそうである。日本も浜田和幸外務大臣政務官を団長とする国際監視団を結成し、投票所での監視活動を行った。私もその一員となって参加した。

今回「アフリカ」に寄稿するにあたっては、今年1月14日の政変以降、チュニジアがたどってきた民主化への道のりを振り返りたい。さらに、その中でも大きなステップとなった今回の制憲国民議会選挙について、監視活動を通して感じた投票所の雰囲気や交えた、選挙に対する評価と選挙結果を紹介したい。

2. 政変から制憲国民議会選挙までの民主化プロセス

2010年12月、高い失業率、沿岸部と内陸部の経済格差等に対するチュニジア市民の不満が反政府デモとして発現した。シディブジッド県で失業中で、野菜・果物の行商を行っていた26才の若者の焼身自殺に端を発したデモは、瞬く間に全国に広まった。独裁政権下で表現の自由を奪われ、大統領や政権に対する批判はタブーとされた社会において、市民がそれまでの沈黙を破り、社会公正や自由、尊厳を求めて立ち上がったのは驚くべきことである。ベンアリ大統領には首都チュニスをはじめ国内各地で広がる反政府の非暴力デモを弾圧によって抑えることはできず、かといって市民を満足させるような譲歩の道もすでに残されていなかった。ベンアリ大統領の1月14日のサウジアラビアへの逃亡により、23年間続いたベンアリ政権は崩壊した。中東・

アフリカ地域の専門家も、現場で外交に携わる者も殆ど誰も予想することができなかったこの政変は、たちまちエジプトやリビア、バーレーン、イエメン、シリア等の政治的、社会的に似通った状況下に置かれた市民を勇気付け、いわゆる「アラブの春」と呼ばれる民主化の波をアラブ諸国に引き起こした。

チュニジア革命はチュニジアの国花になぞらえて、特にフランスのメディアで「ジャスミン革命」とも称されるが、チュニジア人自身はこの呼称を好んでいないようだ。ジャスミンの花からイメージされるような穏やかなものではなかったこともあろう。彼らは「自由と尊厳のための革命」と呼んでいる。デモ隊と治安部隊との衝突により、約300名が犠牲になったと言われている。また、政変直後はベンアリ大統領やその家族、側近の所有する建物や車が襲われるだけでなく、混乱に生じた略奪行為が横行した。ベンアリが残っていた大統領警備隊と正規軍の間で激しい銃撃戦が繰り広げられた。その後、政変直後に弱まった警察力も暫くして元通りになり、暫定政府は国の運営において、治安維持を最優先事項のひとつとして掲げている。その甲斐あってか、政変以降、チュニジア各地でこれまで何度か暴動の発生に伴う夜間外出禁止令が出されたものの、革命後の民主化の道のりを揺るがすほどの大きな事態には至っていない。一方で、革命後に

発出された非常事態宣言は未だに継続している。

1月14日の政変に伴い暫定政府が形成され、3月4日には1959年制定憲法が停止された。また、過去との決別と新しい国づくりのため、政府から独立した3つの機関が設けられた。

1つ目は、革命に貢献した主要政党や市民団体の代表者や地域の代表等から成る「革命の目的・政治改革・民主化移行を実現するための高等機構」である。同機構は政党法や選挙法など、制憲国民議会選挙に関連する必要事項・手続の検討を行った他、民主化移行のための改革提言や政府活動に於ける首相の諮問に応じるという役割を果たした。

2つ目は、制憲国民議会選挙の準備や実施を担当する選挙機構（独立高等選挙機構）である。同機構は選挙人登録や選挙キャンペーンの監視、選挙に関するメディアの中立性の監視、投票所職員や国内選挙監視員の訓練など、選挙準備段階から選挙実施、その結果発表に至るまで、選挙に関する一切の事務を所掌した。内務省が選挙実施を担当していたベンアリ政権時代の選挙人名簿には何万人もの死亡者の名前が掲載されていたことが分かっているため、国民IDカードを基にして新たに選挙人名簿を作成することが、信頼できる選挙を行う上で非常に重要視された。しかし、登録作業は思うように進まず、8月2日までであった当初の期限を12日



在アフリカ公館便り

>>> チュニジア共和国通信



チュニス郊外の投票所／辛抱強く順番を待つ市民

間延長しても、登録者数は有権者の54%程度に留まった。結局、選挙人登録をしていなくても投票が行えるとの決定がなされたが、近い将来また行われる選挙において有権者確認作業の簡素化をはかるため、今後も引き続き登録作業を進める必要がある。また、今回浮き彫りになった政治に対する有権者の関心の低さを踏まえて、有権者の政治参加を促すためのさらなる取組が求められる。

上記2つの機関に加えて、前政権下で行われた汚職問題を調査するための委員会が設置された。11月10日付で発表された報告書によると、同委員会はそれまでに寄せられた1万件の事件のうち約半数を調査し、そのうち320件が検察に送検された。汚職がチュニジア社会のあらゆる分野にはびこっており、ベンアリ大統領や、特にその夫人であるレイラ夫人の一族、さらには、閣僚、政治家、報道関係者、外国人などが事件に関わっているという。汚職の撤廃は今後のチュニジアが抱える大きな課題のひとつである。一部の層による富や権利の独占を解消し、より公平で透明な社会をつくるために、同委員会による調査が辛抱強く継続されることが期待される。

政変後の民主化プロセスの中で一番大きな焦点となったのは冒頭で述べた10月23日の制憲国民議会選挙であった。政変後、チュニジアには非常に

多くの政党が生まれ、11月現在で承認された政党の数は112にのぼる。制憲国民議会選挙にはこのうち約80の政党が参加した他、政党に属さない独立系の立候補者も全体の40%を占めた。選挙方式は、選挙区ごとの議席数と同数の候補者が名を連ねたリスト(注)に投票する拘束式比例代表制で、選挙区ごとの有効投票数を議席数で割った数を当選基準数とし、同基準数以上の票を獲得したリストに対して1議席(もしくは基準数の2倍の票を獲得したリストには2議席)が与えられる。国内の27選挙区だけで1500以上の候補リストが提出され、候補者の総数は1万1千人以上にのぼった。同選挙は当初、7月24日に実施が予定されていたが、準備作業の遅れの問題から10月23日に延期となった。選挙を延期するか否かについては、「革命の目的」高等機構を中心として白熱した議論が行われた。延期となったことによって選挙実施機関側に選挙準備のための時間的余裕ができただけでなく、有権者にとっても多数の立候補者の中から投票先を選ぶためのある程度の時間が与えられたことと、さらに何にも増して、技術的な面でも7月24日までは到底準備は間に合わなかったため、結果的には延期とした判断は正しかったと言える。

(注)リストとは基本的に「政党」であるが、政党を形成していない立候補者が数名(当該選挙区の定数)で集まって作るグループをも指し示すため、政党ではなく「リスト」という言葉が使われている。

from Tunisia



投票の順番を待つチュニジア市民と懇談する浜田政務官

3. 日本選挙監視団活動報告

2011年10月23日は多くのチュニジア人にとって特別な日となったことは間違いない。チュニジア新憲法を制定する議会を選出するため、同日、チュニジア史上初の自由で民主的な選挙がチュニジア国内において実施された(海外選挙区では同月20日から22日にわたって実施)。同選挙に参加するため、朝早くから大勢の市民が投票所を訪れ、自分が投票する番を長蛇の列に並んで辛抱強く待ち続けた。我々日本監視団は、チュニス市内及び近郊の8箇所の投票所を訪れたが、投票所で出会った市民の中には、投票するまでに2、3時間待ちが普通で、4時間以上待った人も稀ではなかったようである。もちろん、10月末でもまだまだ強いチュニジアの日差しの下で長期間待たされることに不満をもらす市民の姿もあった。しかし、全体としてどの投票所も、自分の声が新しい国づくりに反映されることに対する市民の喜びと熱気、高揚感であふれており、まるでお祭りのような雰囲気さえした。翻って、市民の政治参加が当然のこととみなされていて、そのための準備やインフラが確実に整っている日本の状況がどれだけ恵まれているか、改めて実感した。

我々が監視した投票所は、すべて小学校の敷地内に設けられ、さらにその中の3つから4つの教室

にそれぞれ投票箱が設置してあった。1つの投票部屋に対して、投票所入り口の整列担当者1名、投票所内でのID確認や投票用紙の取り扱いを担当する職員2名、投票箱を管理する職員1名の最低4名の職員が付き、朝7時から夜7時まで投票作業が行われた。

投票は次のように行われた。選挙人はまず国民IDカードを投票所の職員に見せ、選挙人名簿で名前の確認と署名を行った後、左手の人差し指に青のインクをつける。このインクは石けんで洗っても2、3日は取れないインクとのことで、同じ人が二重投票するのを防止するためである。それから選挙区の全立候補リストの名称とそのマークが記載された大きな投票用紙を受け取って個別ブースに入り、投票したいリストの横にある空欄に「×」をつける。投票用紙を四つ折りにして、部屋を中心に設置された透明なプラスチックの投票箱の中に入れる。

国民IDカードと選挙人名簿を用いた本人確認作業を手作業で行っていたため、一人が投票部屋に入って投票を終えるまで3分以上かかることもしばしばであった。作業の効率化はこれから何度も選挙を実施する中で改善していかなければならない点のひとつであろう。一方、選挙の透明さについては、選挙準備段階からEUやカーター財団などの国際選挙監視団が監視活動を行い、このような



在アフリカ公館便り

>>> チュニジア共和国通信

from Tunisia



日本の選挙監視団／前列左から3人目が浜田政務官、そのすぐ左为本使

外国機関との協力のもと国内選挙監視員の訓練も実施され、透明さを確保するための十分な措置が取られたと言える。実際、日本監視団が訪れた全ての投票所に、国内市民団体や政党からの監視員が複数名いて、選挙が公正に実施されているかどうか目を光らせていた。票の売買や投票所での選挙運動など、いくつかの不正行為が報告されているものの、全体としては民主的かつ透明な選挙が行われたと評価できる。

4. 選挙結果と今後の見通し

制憲国民議会選挙では、選挙前の世論調査で最も有力視されていた①イスラム主義政党「エンナハダ」が89議席（全217議席の約41%）を獲得して第一党となった。続いて、②中道左派の「共和国のための会議」（CPR）が29議席（全体の約13%）、独立系候補ハシミ・ハムディ氏が代表を務める③「国民の請願」（エル・アリーダ）が26議席（全体の約12%）を獲得した。続いて左派系でベンアリ政権下では野党として活動を続けた④「労働と自由のためのフォーラム」（エタカトル）が20議席（全体の約9%）を獲得した。一方、ベンアリ政権下の野党で、選挙直前の世論調査においては市民から高い知名度・人気を得ていた⑤民主進歩党（PDP）は

16議席（全体の約7%）を獲得するにとどまった。

選挙前の世論調査結果や有識者の見方では、エンナハダが第1党になることは想定内であったが、同党がもともと支持基盤を持つ貧困層の多い内陸部だけでなく、苦戦をするとみられていた海岸部や都市部においても多数の票を集め、ほとんど全ての選挙区で首位となったのは驚くべきことであった。今回の選挙制度が小規模政党に有利な比例代表制を採用していなかった場合、さらに獲得議席数を伸ばしていたことは確実で、同党に対する市民の間の幅広い人気うかがわれる。

エンナハダは、エジプトのムスリム同胞団に影響を受けたラーシド・ガンヌーシ（現党首）やその他の思想家が1981年に設立した政党で、ベンアリ政権（1987～2011）の初期においてはある種の活動の自由を与えられていたが、90年代以降は激しい弾圧を受けた。ガンヌーシ党首は20年以上にわたってロンドンで亡命生活を過ごしていたが、1月14日の政変後に帰国し、空港では多くの支持者の熱烈な歓迎を受けた。

イスラム主義政党ではあるが、選挙の数週間前に発表されたエンナハダの政治・経済・社会プログラムは非宗教的で、西欧が不安を抱くシャリア（イスラム法）の導入を思わせるような事項を全く含まない。同党は、ガンヌーシ党首自身も述べるように

「イスラム主義と民主主義」の両立を目指すトルコの穏健イスラム主義政党、公正発展党のモデルに近いと言われる。

一方、エンナハダの中には過激な思想を持つ勢力が存在し、今後穏健派と過激派に分裂するのではないかと、市民からの支持を拡大するための戦略として、一時的にイスラム主義の色を抑えているだけではないか、などといった懸念の声も聞かれる。その真相を知ることはできないが、民主的で透明な選挙が実施される限り、今後チュニジアが過激なイスラム主義に傾倒していく可能性は低いと思われる。

今回、エンナハダが市民から幅広い人気を集めたのは、信教の自由を含む個人の自由の尊重や女性の地位の向上を前面に掲げ、改革開放路線を取ったことが大きい。今後、エンナハダがイスラム主義の傾向を強め、例えばアルコール販売の規制や一夫多妻制の復活、女性のヒジャーブ着用の義務などを提案したとしても（同党はこれらを提案しないと宣言しているが）、ブルギバ政権及びベンアリ政権時代に多分に西欧化したチュニジア社会において、これらの提案は簡単には受け入れられないだろう。また、チュニジアでは1956年に公布された個人身分法により、他のアラブ諸国と比較して女性のための権利の保障が格段に進んでおり、女性の社会進出

も顕著である（大学生の44%、医者42%、裁判官の29%が女性）が、これらの分野で後戻りをするような政策を有権者が支持するとは考えにくい。

5. おわりに

チュニジアは1月14日政変以降、着実に民主化の道のりを歩んできた。制憲国民議会選挙が成功裏に終わって最初の大きな山場は越えた感があるが、1年以内に実施されることが期待されている新憲法制定や議会選挙、大統領選挙など、待ち受けている関門はまだ多い。最終的に安定した民主主義政権が樹立されるまでの道のりはまだ長い。23年間続いた独裁政権を倒すほどの強い意志を見せたチュニジア国民であれば、この目標を達成することも難しくないように思える。

日本はチュニジアとその独立（1956年）以来、友好関係を維持発展させてきており、チュニジア国民の日本に対する期待は大きい。

日本政府は今回選挙監視団の派遣により民主化支援を行い、チュニジア政府、国民から感謝された。日本政府はこれに加えて、チュニジア革命の原因となった失業、地方間の経済格差の是正という面でも支援すべく、その具体的政策を推し進めようとしているところである。

〔本稿は、筆者の個人的見解に基づくものです。〕

考えるNGOの登場

北アフリカ発信の「アラブの春」以来、サハラ以南のアフリカの政治経済情勢においてもグローバル化する市民社会の役割が注目されている。アフリカの市民団体はもはや単に人々の公共サービスの欠如を代行する活動にとどまらず、より良い社会に向けての変容を準備する役割も担っている事を私たちに気づかせてくれている。

実際、「アラブの春」のきっかけはアフリカ諸国政府の安定度とODAの対象とされる一般国民の二分法でしか情勢判断をしない見方からすれば、野党でも宗教団体でもない中間層が政権を打倒してしまったことは想定外の出来事だったに違いない。今回はニュース解説として、この大陸で出会った国家と家族の間に形成されてきた2つの中間団体の事例を紹介しておきたい。

まずは1990年代初め、アパルトヘイトという人種差別体制末期の南アフリカにそれと闘う非営利市民団体の活動を調査に行き、発見したNGOである。私たちにどんな支援が出来るのかと、日本の国際NGOのメンバーとダーバンの大学病院をベースとしたNGOを訪ねた時のことであった。

日本から来た私たちに、インド系の医師スタッフが最初に聞いてきたのは、「皆さんいくら援助金を置いていけるのか」という質問であった。私たちは余りに露骨な質問に戸惑い、私たちは資金力がそんなにない日本の市民社会のメンバーで、当時国連決議でも強く要請されていた対南アフリカ経済制裁を日本政府にしっかりと履行するように働きかけたり、南アの黒人よりも白人層に利益をもたらす南アフリカの農産物ボイコット・キャンペーンなどをしてきたと私たちのスタンスを説明した。

すると、このスタッフが「ああそうか、君たちは僕たちの南アの闘いを支える連帯運動 (solidarity

movement) なんだな。予算がそんなにないのなら、病院から黒人居住区を訪問するミニバスを出してあげよう。僕たちが案内しよう」と、私たちの方が助けてもらう羽目になってしまった。救急車のような大学病院ミニバスで、私たちは、このNGOが支援する黒人居住区の貧困やアパルトヘイト末期の暴力に明け暮れる黒人ハイスクールの教室を目の当たりに知ることとなった。郊外にある黒人居住区からダーバン市内に戻るともう昼頃になっていた。すると、大学のNGOスタッフは「君たち余りお金がないんだろ。今日は僕たちのおごりだ」と言って、白人地区のレストランに招待されることになった。

私はこのNGOに言及したかったのは、対アフリカ援助に限らず、豊かな「北」が、貧しい「南」をお金やモノで助けるという図式は、どんなに「パートナーシップ」とか「国際協力」などといっても、あげる「北」もらう「南」の間には、同床異夢という大きな思い込みないし幻想がしばしば存在していることを強調したいからだ。「南」の社会は「北」の社会もよく観察しているのだ。

もう一つ紹介するのは、民主化の危機を日々乗り越えて活動する西アフリカ、セネガルの大都市ダカールにベースを置く地元NGO「アンテルモンド Intermondes」である⁽¹⁾。

私はこの環境と開発系の市民団体の前身であるENDA (Environment & Development for Africa) 時代から30年近い付き合いがあった。代表のママデウ・ンジャイ氏は、セネガルの農村の診療所で活動していたが、ENDAに誘われ、以来農村の村おこしや都市貧困地区の保健や女性の自立プログラムなどを手がけてきた。TICADの市民フォーラムで何回か来日しており、私の大学の研究所の国際シンポジウムにも参加している親日家

でもある。またこのNGOに依頼して10年来、私のゼミ生のセネガル実習 (一種のスタディーツアー) も企画・実施してもらっている。一見、アジアでもアフリカでもよく見かけるNGOに見えるが、私は彼がイニシアチブをとる「アンテルモンド」の活動に接して、いくつかのオリジナリティーに気づくようになった。

まず第一は、このNGOは、モノやサービスをそれが欠如している人々に与えるだけのアプローチをしないことだ。アフリカの開発援助の現場を知る者なら恐らく誰でも体験することだが、「貧困層」に何がないかと聞けば、それを訪ねる人々のステータスに合わせ、ありとあらゆるニーズがリクエストされてくる。そしてあげるものが無くなったとき、双方の関係性は自然消滅する。これに対し、「アンテルモンド」のアプローチは、とことんまで地域の人々の自主性を育て、地域にあるモノ (自然資源) やコト (様々な社会ネットワーク) を何よりも活用することに重点を置く。したがって、スタッフは人々に向かって、あなた方のニーズの充足のために私たちが来たとは言わない。むしろ、人々が自分たちで発見した問題を、自分たちの力で解決できるようにするために、敢えて黒子に徹して側面支援しかしない。これは、ENDA時代以来、現場で培ってきた責任をもって考える力を持った市民づくりこそがすべての介入の最終目標であるという援助哲学から来るのであろう。

第二に、これに関連して、私自身理解するのにやや年月を要した独特の学びのイミである。外部識者ないし専門家が人々の持っていない知や技術を伝達して、人々はそれを喜んで学ぶというアプローチをこのNGOはとっていないことだ。勿論、新技術、新知識は否定しないが、あくまでもその学び手、判断する主体は人々なのだ。援助対象とはなるが、同時に、自ら考え、リサーチをするのは人々自身である。誰もが、研究者なのだ。したがって、知識の体系があって、その中に分類される人々の知見



雨期の農村を馬車でアンテルモンドスタッフと移動 (2011年9月)

が存在するのではなく、人々が自ら考え研究し、自らの生活をより良いものにする知こそが優先される。このアプローチの狙いは、地域の人々こそが自分たちの将来を決めるアクターであるという自信をこの学びと実践の反復作業の中で身につけることにある⁽²⁾。

20名程度のスタッフからなるこのNGOにあるとき、もっとホームページなどで活動を宣伝しないのかと聞いたら、自分たちは当事者と話し合いをしながら仕事をしているので、余り多く手がけると一件あたりの仕事の質が落ちてしまうということであった。また運営の透明さについては、私の学生と現地実習を終える日には、膨大な領収書を私たちに手渡し、予算額との突き合わせをし、支出しなかった項目費用は私たちに返還するセッションが恒例となっている。実際、地味でかつ楽しく活動するこのNGOで私は多くを学んだ。と同時に、こうした人々がリードする市民社会こそが明日のアフリカ社会を担う人々なのだ実感した。

1 「アンテルモンド」の活動についての紹介と解説は、勝俣誠「アフリカの社会運動の政治経済学的考察序説—1980年以降のセネガルの2つの運動を事例として」、田島英一・山本純一編著、「協同体主義—中間組織が開くオルタナティブ」、慶應義塾大学出版会、pp147～173、2009年
2 ケニアの今は亡きワンガリ・マータイさんの始めたNGOグリーンベルト運動 (GBM) の支援助哲とも共通点がある。GBMについては本誌「アフリカ」2005年第4号の拙稿を参照。

カダフィ大佐とアフリカ諸国

壮大なアドヴェンチャーは、始まった地でその幕を閉じた。2011年10月20日、出身地のシルテにおいて、カダフィ大佐は69年の波乱万丈の生涯を終えた。42年間に亘る独裁政権の文字通りの終焉と新生リビアの誕生を意味した。カダフィ大佐は少なくとも最後まで戦い続けるという勇気を見せた。自国国民より追い立てられたが、サダム・フセインの様に地中から掘り出され、裁判によって死刑に処せられた訳ではなかった。ベン・アリの様に亡命を求めることもなかった。ムバラクの様に拘束され、取り調べを受け、司法の場に引きずり出されることもなかった。NATOの空爆とリビア国民が放った弾丸によって死亡したということは、戦闘中の死であり、軍人としての名誉は少なくとも保たれた。本人も、ICCの法廷に引っ張り出されて審理されるという生き恥を晒すよりは、死を望んでいたとされる。

「アラブの狂犬」と呼ばれ、レーガン政権に噛み付いたりしたカダフィは、ベドウィン族出身であることの矜持とその伝統への拘り、更にナセルの汎アラブ思想の後継者を自認し、アラブ民族主義の旗手として見做されていた。しかし、カダフィは、1997年頃より、アラブ諸国に背を向け、アフリカ大陸に関与し始める。

本稿では、カダフィ大佐にアフリカ大陸への関与の在り方とその関係、カダフィなき後のリビアをアフリカ諸国が如何に捉えているのかなどを分析することを目的としている。

カダフィの97年以降のアフリカ中心主義は、アラブ世界におけるリビア外交の失敗からの地政学的な戦略転換に基づくものとの見解が一般的である。アフリカを舞台にしたリビアの外交攻勢は、激しいものであり、巨額に上る財政支援やLAICO

やLAFICO (Libyan Arab Foreign Investment CO) やOILIBIAなどのリビアの国営企業や民間企業の進出や投資を伴うものであった。2006年にはダカールでホテル・カダフィ建設の起工式も行われた。

1997年にカダフィ大佐及びリビア政府は、攻撃的な対アフリカ政策に舵を切ることを決めた。恐らく、リビアに対する国連制裁の解除においてアフリカ諸国が大きな役割を演じたことに対する感謝の意を表して、開始したものと考えられる。この決定に基づき、CEN-SAD (The Community of Sahel-Saharan States)¹首脳会議が1998年に行われることになった。更に、1999年8月30日にはトリポリでのOAU特別首脳会議が開催され、9月にはシルテで第二回特別OAU首脳会議が開催された。シルテ会合の中で、OAUをアフリカ連合にする改組し、発展させるというカダフィ提案が議論された。結果、2000年7月のロメにおける第36回OAU首脳会議において、33カ国のアフリカ諸国の首脳が、シルテの特別首脳会議で打ち出されたアフリカ連合設立計画を採択した。カダフィ大佐こそがAUの生みの親であった。リビアの対アフリカ外交は、それだけでは飽き足らず、アフリカ投資銀行 (AIB: African Investment Bank) (於: トリポリ)、アフリカ中央銀行 (ACB: African Central Bank) (於: アブジャ)、アフリカ通貨基金 (AMF: African Monetary Fund) (於: ヤウンデ) の三つのAU管轄の財政機関を創設する提案を行った。しかし、何れの銀行の設立も各国の条約批准が条件づけられており、未だに目の目を見るに至っていない。カダフィ政権が崩壊した現状では、銀行が創設される可能性は低い。また、カダフィはAU委員会のAU Authority或いはAU政府への格上げ及

び制度化を提案したが、他のアフリカ諸国の首脳は拒否した。

リビアのアフリカ・イニシアティブに対しては、アフリカ諸国は、常に歓迎してきたわけではなく、寧ろ当惑し、ケースバイケースで対応してきた。カダフィ大佐の汎アフリカ主義が曖昧で、理解困難であるからである。リビアがその影響力を拡大しようとする意志が見え隠れする様な様々な政策には、アフリカ諸国は反対してきた。AUの金融機関の創設には、多くの諸国は同意したものの、AUの制度化やAU委員会の強化と行政府化などには反対している。セネガルからイラクまで包含する大サハラ建設計画やアフリカの伝統的首長を招く連邦会議の制度化などにも反対してきた。他方で、カダフィの財政支援やインフラ投資を受け入れたイスラム系アフリカ諸国 (ブルキナ・ファソ、ニジェール、マリ、チャドなど) は、リビアの財政面での積極策には概ね歓迎してきた。こうした諸国は、今次リビア内戦においても、NATOの空爆などに批判的であった。NATOの攻撃は、安保理決議1973を逸脱していると批判した。このコンテキストで、2011年7月のマラボにおけるAU首脳会議においては、アフリカ諸国はICCのカダフィ大佐に対する逮捕状に関しては、同意しないことで一致し、また欧米諸国に既に承認された国民評議会の代表を、会議に招くことは拒否した。欧米諸国のリビアに対する二重基準に対しては、アフリカ諸国の一部は憤りを感じていた。

しかしながら、今後はカダフィ後のリビアとアフリカ諸国は関係を構築していかなければならない。8月以降は、国民評議会を承認する諸国も増えていった。ガボン、8月12日、ナイジェリアは8月23日、ブルキナ・ファソ、エチオピア、チャド、ニ

ジェール、トーゴなどは8月24日から27日に国民評議会を承認した。カダフィがいなくなり、胸を撫で下ろしている国もあれば、苦々しい思いを経験している国もある。リビアの新政権が、カダフィの様にアフリカに関与していくかは不明である。国民評議会新政権はその出生の経緯から、米英仏を始めとした欧米諸国やカタールやオマーンなどと既に友好的な関係があり、カダフィが抱いていたようなアフリカ諸国と積極的な関係を結んでいくという地政学的な動機は乏しいと考えられる。したがって、新政権のAUへの関与も相対的に低下していくことも予想される。アフリカ諸国は汎アフリカ主義の積極的且つ財政的なサポーターを完全に失ったのである。

1 仏語では COMESSA (Communauté des pays du Sahara et du Sahel)。同共同体は、1998年2月4日にカダフィのイニシアティブで設立された。原加盟国は、リビア、マリ、チャド、ニジェール、スーダン、ブルキナ・ファソの6カ国で、現在は27カ国が加盟している。本部はトリポリにある。





よみがえる日本の企業戦士

—アンゴラ大使赴任を終えて—

外務省 国際協力局長（前駐アンゴラ大使）

越川 和彦

Ambassador Kazuhiko Koshikawa

1. 大産油国アンゴラ

—中国の熱いアプローチと戦後リハビリ

アフリカ大陸西南部に位置するアンゴラは、大西洋に面し、日本の3倍以上の広がりを持つ国土には、手つかずの鉱物資源が眠っています。すでに開発が進んでいるオフショアの油田は、日量200万バレルの生産能力を誇り、サブサハラ・アフリカ最大の油田地帯となっています。その開発・生産には、古くから欧米の石油メジャーが深く関与し、現在でもその中核を担っています。

関心事項となる確認埋蔵量については、ペトロブラスの参入もあり、現在、超深海の開発が進みつつあり、確認埋蔵量、生産量ともに増加すると見込まれています。この原油に目を付け、猛烈なアプローチを行ったのが中国です。2004年の温家宝首相の訪問以来、政府系だけで45億ドルを超える巨額の信用供与を梃子に、原油輸入と油田権益の取得を開始しました。その結果、現在、アンゴラは、中国にとり最大の原油輸入元のひとつです。また、原油輸入開始と軌を一にして、10万人ともいわれる中国人労働者が押し寄せ、アンゴラ全土で土木、建設工事に携わるようになっていきます。このように、アンゴラでは、中国のアフリカ進出の典型的

なビジネスモデルを見ることが出来ます。

2. 変貌するアンゴラ

—本格的な産業振興へ

私が在勤した2008年10月から約3年間、アンゴラは、リーマン・ブラザーズの破綻に象徴される欧米先進国における金融バブル崩壊の荒波に揉まれながらも、この危機を見事に乗り切りました。そして、和平が達成された2002年から始まった道路、橋、鉄道など主要都市間の基礎インフラのリハビリにもほぼ目途をつけており、次のステージである製造業、農業の振興など、アンゴラへの技術移転、人材育成を必要とする本格的な産業振興の時期に差し掛かっています。

アンゴラ政府関係者は、資源輸出に過度に依存する経済成長の危うさを十分認識していると述べ、雇用吸収力のある農業の育成を最優先課題に据え、製造業の育成も中期計画を立てた上で積極的に進める姿勢を示しています。同時に、アンゴラ政府は、それまでの中国のクレジットライン一辺倒だった姿勢を改め、2009年11月、IMFとの関係を修復し、先進国からの資金調達も積極的に目指す姿勢に転換しました。日本の国際協力銀行が融

資を開始したのも、このアンゴラ政府の姿勢を受けてのことです。日本企業にとって、またとないビジネスチャンスが到来しました。更に、2010年8月には、藤村外務副大臣（当時）を団長とする官民ミッションがアンゴラを訪問し、アンゴラに対して円借款の供与をしていくことを表明しました。これは今後、日本企業のビジネスを直接・間接的に支援することになるでしょう。日本の産業技術、マネージメントに対し高い信頼感をもつアンゴラ政府は、日本の本格的なファインテス開始を歓迎しており、日本の商社の動きも格段に勢いを増しつつあります。

3. 信頼の現れ

—日本の地上デジタル・テレビ方式の採用

アンゴラの我が国に対する信頼感を示す具体的な出来事が、私の在任期間中にありました。アンゴラ政府が、日本の地上デジタル・テレビ方式（ISDB-T）導入に向け準備を開始すると決定したことです。南部アフリカ諸国は、日本政府の働きかけにも拘わらず、南アフリカ共和国の強い影響力の下、ヨーロッパ方式の導入を決めていました。アンゴラ政府も同様で、当初、周辺諸国と異なる方式を採用することはリスクが高く、日本方式の導入は困難であるとの姿勢を示していました。我々も、半ば諦めかけていましたが、南部アフリカ諸国の通信大臣会合がザンビアで開催される直前になり、ア



藤村外務副大臣を団長とする官民ミッション

ンゴラ単独であっても日本方式を採用したいという姿勢に転換しました。技術的な優位性、また、それが持つ社会的弱者に対する大きな効果を鑑みた結果とのことでした。

この件について、ロシア通信・情報技術大臣からは、テレコミ分野における日本のこれまでの支援がアンゴラの通信分野に大きく貢献したこと、また、日本側の専門家が誠意を持って技術的な支援をしてきたことなどにより、日本の技術、および技術者には高い信頼感を有している背景があるから、との説明がありました。2012年には、首都ルアンダ及び近郊で、日本方式による地上デジタル・テレビ放送が開始されるのではないかと楽しみにしています。これが実現すれば、アンゴラは、サブサハラ・アフリカ諸国の中で、地上デジタル・テレビ放送を開始する最初の国になるでしょう。日本への信頼が生み出した事例として、特筆できる出来事ではないでしょうか。アフリカの一角に日本の技術



アンゴラ商工会主催日本・アンゴラ・ビジネスセミナー

が一輪の花を咲かせるのです。

4. 投資環境の整備へ

— 第1号条約を目指して！

アンゴラへの赴任に際し、私が日本政府から受けた指示は、「アンゴラとの経済関係増進のために、積極的な外交活動を展開する」ということでした。日本政府は、これまで必ずしも途上国との投資保護協定を積極的に結んで来たとは言えません。むしろ、かなり消極的であったと言えるでしょう。途上国とのビジネスにおいて最も懸念されるのは、政治的なリスクです。どんなに大きな利益が見込まれても、あまりにもリスクが高くては、多くの企業は、本格的な参入に躊躇せざるを得ません。このような途上国特有の政治リスクに対しては、国家間の条約が大きな意味を持ちます。条約により、予め、問題が発生した際の解決方法を約束し、投資

財産に対する政府による一方的な措置などを禁止しておくことは、政権交代が起こった場合でも有効であり、ビジネス、投資活動を活発にします。

まず、数多くある潜在的な対象国の中からアンゴラとの交渉を開始するにあたり、日本政府内でコンセンサスを得ることが必要でした。このプロセスと同時に、アンゴラ政府閣僚に対しても、日本と投資保護協定を結ぶことがいかに利益があるかを説き続けました。アンゴラ政府がその気にならなければ、交渉は

始まりません。アンゴラ政府との事前折衝の内容、及び邦人企業の要望を踏まえ、日本政府としては、第一に、投資の保護・補償の側面に重点を置き、投資の自由化面については可能な範囲で協定に盛り込む、第二に、条約の構成、文言、交渉言語などは、アンゴラ側の事情に最大限配慮する、との方針で交渉に臨みました。このときは、今後、他のアフリカ諸国と投資協定を結ぶ際、アンゴラとの条約がモデルになるため、他のアフリカ諸国にも受け入れやすい内容とすることも念頭に置いていました。

2011年2月に東京で行われた前原外相（当時）とシコティ外相との会談で、この投資保護協定に実質的合意が成り、その後、条約文の詰めの作業を行っています。出来るだけ早期の署名が期待されます。日本とアンゴラの間では、未だに一本も条約がありません。この投資保護協定が署名されれば、日本とアンゴラが結ぶ歴史的な最初の条約となります。更に、この協定は、サブサハラ・アフリ

カ諸国と日本が結ぶ最初の投資保護協定にもなります。また、これが呼び水となり、資源が豊富な他のアフリカ諸国との間で投資保護協定が数多く締結されるようになれば、投資環境の改善に大いに貢献すると考えています。

5. 熱い企業戦士の最前線

アンゴラ政府は、日本政府が、日本企業のビジネス面で本格的な参入に先駆けて、長い年月、経済協力により医療・衛生、教育面、地雷除去など人道的な分野で、貴重な貢献を行ってきたことを高く評価しています。本年2月の両国外相会談でもシコティ外相から、この点についての指摘があり、感謝の念が表明されました。単なるギブ・アンド・テイクの乾いた関係ではなく、相互を信頼し合う長期的な二国間関係があってはじめて安定した経済関係も築けると考えます。その点で、日本は、中国、韓国など他のアジア諸国より優位な立場にあると思います。

アンゴラでの生活は大変厳しいです。頻発する停電、数日間続く断水、マラリア、デング熱などの風土病、娯楽が殆どない環境、世界で最も高い物価水準、というように、枚挙にいとまがない厳しい勤務環境の中、日本人企業戦士は奮闘しています。既に、10億ドルの繊維工場のリハビリ案件、20億ドル規模の化学肥料プラント、セメント・プラント、港湾整備プロジェクトなど大型案件が、企



2010 アンゴラ南部のナミベ港、日本の協力で改修工事が完了（伝統的な部族の踊り）

業戦士の活躍により、着々と進展しています。アンゴラ政府関係者は、日本の高い技術、技術移転、アンゴラ人労働者の育成に、大きな期待を持っています。土木・建設分野で圧倒的な強みを持つ中国企業との関係で、日本企業は競争に勝てるのかと心配する向きもあるでしょうが、中国企業と日本企業は、当面は、棲み分けが十分可能であると思っています。

私が赴任した際、圧倒的なシェアを誇っていた日本車ですが、アンゴラ経済の減速、急激な円高などにより、2009年には、販売が急増した韓国車に上回られました。日本車は、価格競争で苦戦する一方、アフターケアの充実、スペアパーツの安定的供給などの面で差別化をはかるべく投資を行い、日本人スタッフの拡充をはかっています。さらに、インド製の小型日本車が急速に販売台数を伸ばしており、正に、抜きつ抜かれつの熾烈な競争が展開されています。



6. 動き始めた鉱物資源の共同探査

アンゴラが目指す工業、農業などの復興に日本企業が重要な貢献を行うことにより、両国の経済関係を深め、近い将来、原油、レアアースなどの鉱物資源の獲得を目指していくべきです。これは、アンゴラ在勤中の3年間、私が、親しくして頂いた企業戦士の皆様から、彼らも同じことを目指していると熱く感じました。

鉱物資源の開発の面では、アンゴラ側の行政における体制整備が始まりつつあります。2009年末、アンゴラ地質・鉱山省から日本政府に対して、鉱山開発分野での技術、人材育成面での協力要請がありました。日本政府は、これに対して可能な限りの支援を行う旨を約束し、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）及び国際協力機構（JICA）を通じて協力を進めています。JOGMECは、アンゴラ鉱山省と覚書（MOU）を結び、ボツワナに設置したリモートセンシング・センターでアンゴラ人地質専門家の訓練を実施するとともに、アンゴラ南部地域で現地調査も開始しました。有望な調査結果が出れば、本格的な共同探査も行う方向で協力を進めています。また、JICAもアンゴラ人専用の研修コースをつくり、アンゴラ人専門家を日本に招き、育成に努めています。このような協力は、数年の内にアンゴラ鉱山省の中に多くの知日派をつくり、将来、共同開発を進める上での大きな人的資産となることでしょう。

アンゴラに勤務した3年間に、アンゴラ国内を陸路で1万2千キロ回りました。この間に、道路、橋梁、鉄道などの基礎インフラの復旧が急速に進むのを目の当たりにしました。インフラの整備面では未だ十分ではありませんが、鉱山関係の権益を獲得するのは、今が絶好の機会であると確信してい

ます。地雷の存在が障害となってきますが、アンゴラ政府の地雷除去の能力は格段にあがっています。有望な開発案件があれば、それを妨げないように地雷を除去することは十分可能です。円高で円が価値を持つ今、そして、英米系の鉱物資源メジャーが金融危機で動きが鈍りアンゴラに参入する様子がない今、日本企業参入の好機が訪れています。本格的かつ長期的な鉱山開発を目指した投資が望まれます。

7. 対アフリカ認識の大転換を！

これからの対アフリカ外交・ビジネスを間違えなく進めるために最も重要な点は、日本の官民における対アフリカ認識の大転換することです。貧困、紛争、感染症、飢餓などは、アフリカの抱える深刻な人道問題であり、世界が協力してその解決に当たらなければならないことは勿論です。しかしながら、日本人の一般的な対アフリカ認識は、このネガティブな面にあまりに引きずられてしまっているのではないのでしょうか。

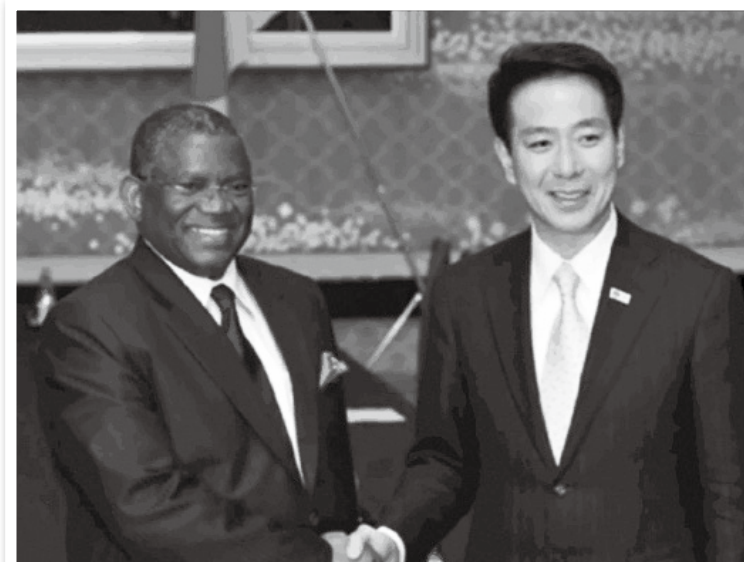
欧米諸国は、アフリカ諸国が60年代・70年代に独立を果たした後も一貫して、石油メジャー、鉱物資源メジャーを通じて、アフリカ各地に膨大な権益を保持し続けています。新興諸国の急速な経済発展で、エネルギー、鉱物資源が高騰する中、これら企業は巨利を得てきました。加えて、ここ数年の中国、ブラジル、インド、ロシアなどのアフリカ各地での石油、鉱物資源獲得の動きはすさまじく、欧米石油・鉱物資源メジャーにささ脅威感を抱かせるほどの勢いです。

また、中国、韓国などは、アフリカを、残された10億人の巨大な市場ととらえ、自国製品の積極的な売り込みを図っています。日本企業も漸くアフリカ

に復帰しつつあるように見えますが、圧倒的な既得権益を有する欧米メジャー企業、先進国のビジネス・ルールに縛られない中国等新興国と競争していくためには、先ず本社経営陣が、アフリカの持つ重要性を十分認識し、経営資源を戦略的に配分することが求められます。更に、政府サイドも、投資保護協定の締結、二国間経済委員会の立ち上げ、ODAの活用、政府系金融機関による一層の支援など、ビジネス環境の改善に向けた経済外交を積極的に展開する必要があります。

この点で大変残念なのは、日本では政治が安定せず一年前後で政権が変わるため、首脳、閣僚クラスの訪問外交が殆ど行われていないことです。過去数年間のアンゴラをみても、中国は、温家宝首相、習近平副主席、王岐山副首相、呉邦国全人代常務委員長、フランスは、サルコジ大統領、ボッケル国際協力大臣、イドラック貿易大臣、ロシアはメドヴェージェフ大統領、フラトコフ首相、トルトネフ天然資源大臣、ドイツはメルケル首相、グロス経済大臣、米はクリントン国務長官、英はブラウン外務閣外大臣、ベリンガム・アフリカ担当大臣、ブラジルはルーラ大統領などを派遣し、積極的な首脳外交を展開しています。中国・欧米諸国がいかに関心を持ち、日本の対アフリカ認識との違いをよく表わしています。

アンゴラの今後を占うのは、やはり政治的、社会



2011.2 日本・アンゴラ外相会談

的な安定性でしょう。現在、アンゴラは、アフリカ諸国の中で最も安定したグループに属する、と言えるでしょう。ドス・サントス大統領は、カリスマ性を有するタイプではありませんが、内戦中も含め既に30年を超す長期政権を維持しています。2012年には、新憲法の下、初の議会・大統領選挙が予定されています。急速な経済発展に伴って拡大している貧富の格差が、政治・社会の安定に今後どう影響を与えるか、注意深く観察していく必要があります。

最後に、厳しい生活環境の下、アンゴラで活躍するすべての日本人の皆様には深い敬意を表して、筆を置きたいと思います。（アンゴラの基礎情報は、在アンゴラ日本大使館のホームページ（<http://www.angola.emb-japan.go.jp/>）からかなり入手できると思いますので、ご利用ください。）

〔本稿は、筆者の個人的見解に基づくものです。〕

アフリカ成長における 南部アフリカ開発共同体 (SADC)の事例

元外務省職員

武藤 一郎

Ichiro Muto

今世紀に入りアフリカが巨大な市場として世界の耳目を集めて久しい。西欧諸国や新興国はアフリカをビックビジネスのチャンスとして捉えて、積極的な取り組みをしているが、日本企業はアフリカ進出に關してもうひとつ力が入っていないように見受けられる。8月の本誌編集会議で日本企業の対アフリカ戦略の実態が話題になり、その検証を取り上げることになったが、それに先がけて、アフリカ情勢をおさらいしてみることになった。しかし、大陸全土で54カ国を抱えるアフリカはそれぞれの地域で大いに異なる。そこで本稿では、日本に比較的馴染みの深い南部アフリカを、そしてその地域共同体である南部アフリカ開発共同体(Southern African Development Community、以下SADC)を中心に最近のビジネス情勢を見てみることにした。

1. 新たなビジネス潮流

1960年代に入って多くのアフリカ諸国は独立を果たし、それ以来、植民地からの政治的・経済的システムの変換と自立に向けて模索してきた。冷戦時代、アフリカは東西両陣営の草刈場となり、80年代に入って多くの諸国は、世銀・IMF主導の「経

済構造調整計画」の実施を受け入れたが、市場主義的な政策では強いもの勝ちになって、格差はかえって拡大するとの反省に至った。90年代に入って、国際的な援助潮流は貧困削減が主たる課題となり、援助効果を高めるため、従来の「プロジェクト単位の支援」から、政策を定めて計画の実施を包括的に行う「プログラム型支援」へと移行することとなり、今世紀初め「ミレニアム開発目標(MDGs)」が国連で採択された。そして被援助国は行財政の改善や腐敗防止など良い政府を実現することが求められ、同時に援助機関や援助国はそれぞれが持つ援助リソース(資金、人など)をプールして、プログラム型支援のために効果・効率的に使う「援助協調」を取り入れることになった。

その間、サブサハラ諸国が歩んできた道はおしなべて官主導であったが、それは植民地統治や帝国主義に対する抵抗や反動もさることながら、民族資本を持たないために自前の民間主導による経済発展が望めなかったことにもよる。しかし、その過程でサブサハラ諸国は、援助をアジアの途上国よりも多く得ながら、その効果が一向に発揮されないどころか後退さえして、アジアより発展が大きく遅れることとなった。

それなのに、今世紀に入りサブサハラ・アフリカ

図1 SADCメンバー国の人口、所得比較(2009年)

国名	GDP(億米ドル)	人口(万人)	一人当たりGDP(米ドル)
アンゴラ	585	1,702	2,560
ボツワナ	117	188	5,840
コンゴ民	89	6,263	140
レソト	15	200	1,000
マダガスカル	73	1,968	320
マラウイ	35	1,392	250
モーリシャス	63	126	5,450
モザンビーク	77	2,139	320
ナミビア	67	207	3,360
セイシェル	7	8	8,960
南アフリカ	2775	4,857	5,760
スワジランド	29	114	2,580
タンザニア	161	4,045	400
ザンビア	113	1,192	800
ジンバブエ	47	1,334	630
合計	4,253	25,735	

出所:外務省資料、共同通信社刊「世界年鑑」等をもとに筆者が作成

では、明確に経済成長している。だからといって、貧困問題が解決されたわけでもなく、行政効率が低くガバナンスに問題の多いサブサハラ諸国の政府の状況が改善されたわけではない。そこには官主導とは別に、新たなビジネスの潮流がサブサハラに流れ込み、かつては周縁化されていたサブサハラが世界経済に組み込まれつつあるように見受けられる。この変化の萌芽は、一つの例ではあるが、1990年、タンザニア政府が小規模鉱山業者に対して、金の採掘・販売免許を与え、実勢相場レートに基づく買い入れ制度を導入したことに見ることができる。この制度の導入で、小規模業者の採掘が急速に拡大しただけでなく、外資が入り企業ベースの採掘が増えたことで同国経済に大きな弾みがついた。新興国の躍進もあろう、しかしサブサハラの側においても、あの辺りから何かが変わり始めたように感じる。

2. 南アの民主化とSADCの形成

15世紀末ころから南部アフリカは、ほぼ全域がポルトガル勢力の支配下にあったが、17世紀からオランダが入り、19世紀はじめには英国が入り南部アフリカにおける支配権を拡張した。19世紀末から、英国は南アフリカ(以下、南ア)のケープタウンとエジプトのカイロを結ぶ「アフリカ縦断構想」をもとに、ケープタウンから現在のボツワナ、ジンバブエ、ザンビア、マラウイを北上、支配下におき、現在の東アフリカ三国(タンザニア、ケニア、ウガンダ)を保護領化、南部アフリカからの支配へとつなげた。これら諸国は、独立後は英連邦として教育、行政、司法、文化を共有することとなった。また同諸国に隣接する、モザンビーク(元ポルトガル領)およびルワンダ(元ベルギー保護領)もそれぞれ95年、

09年に英連邦に加盟している。

SADCメンバーは、図1の15カ国から構成される。1970年代における南部アフリカの少数白人支配からの解放闘争の過程で、アンゴラ、ボツワナ、モザンビーク、タンザニア、ザンビア（後にジンバブエも加盟）の5カ国は、前線諸国（Frontline States）という協議体をつくり、ローデシア（現ジンバブエ）解放闘争を支援した。そして前線諸国は80年のジンバブエ独立後も、アパルトヘイト支配下にある南アに対する政治闘争のためには経済面においても南ア依存から脱却して、近隣諸国で協力せねばならないとして、同年、前線諸国にジンバブエ、マラウイ、スワジランド、レソトが加わり、計9カ国で南部アフリカ開発調整会議（Southern African Development Coordination Conference, 以下SADCC）を創設した。翌81年より、SADCCは先進諸国・国際機関との間で年次総会を開き、運輸・通信インフラ整備や域内の生産や貿易促進のための経済支援を求めた。

しかし、SADCC諸国の経済は多くの援助を受けても思うような成果を出せず、加えて国内紛争や内戦問題を抱えると共に、同諸国内の運輸・通信インフラは南アの「不安定化工作」を受けて多大の被害をこうむり、当初の目的にもかかわらずインフラをはじめとして南ア経済に大きく依存せざるを得なかった。東西冷戦が終結すると、90年にナミビアが独立、SADCCに加盟した。続いて南アのアパルトヘイト体制が終焉すると、92年にSADCCはSADCとして新組織となり、94年には南アも加盟した。SADCへの組織替えを機に、その目的も南アへの経済依存からの脱却から、域内全体の発展のために政治・経済で域内諸国が協力していくこととなった。

3. 南部アフリカの地域間協力組織

南アのSADC参入で、南部アフリカ地域の経済

機構は大きく再編が進んだ。南部アフリカ諸国が加盟する地域経済機構としては、SADC以外に南部アフリカ関税同盟（SACU）と北アフリカ諸国を含む19カ国が加盟する東南部アフリカ共同市場（Common Market for Eastern and Southern Africa, COMESA）が存在する。

COMESAの前身である東南部アフリカ特惠貿易地域（Preferential Trade Area, PTA）は、当時のアフリカ統一機構（OAU、現アフリカ連合（AU））首脳会議で示された地域協力の方針に基づき、1982年に東南部アフリカ19カ国の加盟を得て発足した。しかし、98年にエジプトが加盟したものの、南ア、ボツワナの加盟が得られず、またモザンビーク、レソト、タンザニア、ナミビアなどが次々に脱退した結果、南部アフリカ地域における影響力は低下している。

90年代初頭にはCOMESAはGDP規模でSADCを上回っていたが、SADCに南アが加わったことにより、GDP総額は当時の数値で一挙に5倍近くに拡大した。その後、SADC（GDP合計4253億米ドル、人口2億5千7百万人）には南部アフリカ諸国すべてが加盟すると共に、南アが加盟したことでCOMESA（GDP3463億米ドル、人口4億2千万人）の経済規模を大きく上回るようになった（図2）。COMESAはアフリカ大陸の共同市場の設立という目的は明確であるが、地域統合としての経済実体が不十分で、組織的にもアフリカ大陸の南部から北部に比重が移りつつある。

SACUメンバーであるナミビア（本部）、ボツワナ、レソト、スワジランド、および南アの5カ国はSADCのメンバーでもあり、もはやSADCと重複してSACUを運営する意味が薄れつつある。従って、今後の南部アフリカの域内経済協力は、SADCの役割が大きくなると予想される。しかし、現在のSADCの問題点は、総論では域内の統一政策に基づく政策の調和をうたっているながら、各論では各加盟国が担当する各分野を調整できる体制が

図2 南部アフリカ地域共同体の比較（2009年の数値）

COMESA (19カ国)

■ 総人口：4億2,042万人 ■ GDP合計：3,463億米ドル ■ GDP合計／総人口：824米ドル

エジプト、スーダン、リビア、エチオピア、エリトリア、ジブチ、ケニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、コモロ

SADC (15カ国)

■ 総人口：2億5,740万人 ■ GDP合計：4,253億米ドル ■ GDP合計／総人口：1,652米ドル

セイシェル、モーリシャス、マダガスカル、コンゴ民、マラウイ、ザンビア、ジンバブエ

SACU (5カ国)

■ 総人口：5,566万人 ■ GDP合計：3,003億ドル ■ GDP合計／総人口：5,395米ドル

スワジランド

ボツワナ、ナミビア、レソト、南アフリカ

タンザニア、アンゴラ、モザンビーク

出所：外務省資料、共同通信社刊「世界年鑑」等をもとに筆者が作成

不十分なことであり、特に経済面においては各分野の具体的実施を可能とする調整能力アップが今後の課題となろう。SADCに限らず他の地域経済共同体にもいえることであるが、加盟諸国の政府機能が不十分なところを、地域共同体により補おうとするようなところがあり、もともと加盟国政府の限られたキャパシティにさらに作業負担が増すために、結果として域内プロジェクトの関係国間の調整が遅れて計画が進まないことがおこっている。

4. 南部アフリカの経済概観

COMESAは西アフリカを除く北から南部までのアフリカ諸国の多くをメンバーに抱えており、北アフリカの産油国の所得は比較的高いものの、サブサハラ諸国はおしなべて所得水準は低いために、全体の所得を押し下げている。それと比べるとSADC諸国の国民の所得水準は高く、SACUと

るとさらにその水準が高くなっている（図2）。

南アは人口ではSADC全体の19%程度にすぎないが、GDPではSADC全体の65%を占めており、いかに南アが大きな影響力があるかを示している。英国で発行されるAfrican Business誌2011年10月号にアフリカの銀行上位100社の調査結果が掲載されているが、これによると資本金で上位10行のうち1位から4位までと、7位を南アが独占している。また、同誌2011年4月号で掲載されたアフリカでの上場企業250社の調査によれば、市場価値の高い順に南アは1位から11社までを占め、上位50社のうち35社、250社となると100社を南ア企業で占めている。さらに、アフリカ企業の国別市場価値では、南ア企業が全体額の約75%を占めており圧倒的な強さである。その産業分野も鉱業をはじめとして、通信、金融、情報・メディア、保険等を含め、多岐にわたり、その活動も南部アフリカのみならずアフリカ全体に展開してきている。



モザンビーク北部の漁村

5. 南アの経済ヘゲモニー

この南アのずば抜けた経済力の源泉は、なんといっても豊富な鉱物資源にある。また内陸国が多い南部アフリカ諸国にあって、南アには古くからケープタウン、ポートエリザベス、イーストロンドン、ポートセントジョーンズ、ダーバンなどの港湾施設があり、各港湾からヨハネスブルグを中心とする内陸の鉱工業地帯に向かって道路、鉄道が延びている。また内陸の炭鉱地帯からリチャーズベイ港に、北ケープ州シセン鉄鉱山からは西ケープ州のサルダーニャ港が開設されて、それぞれ鉄道が敷設されている(図3)。南アは石油を産出しないが、豊富に産出される石炭を使って電力をまかなってきた。農業についても、南アをはじめジンバブエ、スワジランドにおいては大規模な白人農場から生産される食糧が南部アフリカの鉱工業地帯の食糧を支えてきた。

南アはこうした豊富な資源とインフラをもとに工業化を進め、60年代から70年代にかけて周辺国との間に南アの経済的ヘゲモニーを成立させた。南ア資本は周辺各国において特に鉱業を中心とした基幹産業をおさえ、南ア製品の市場を開拓す

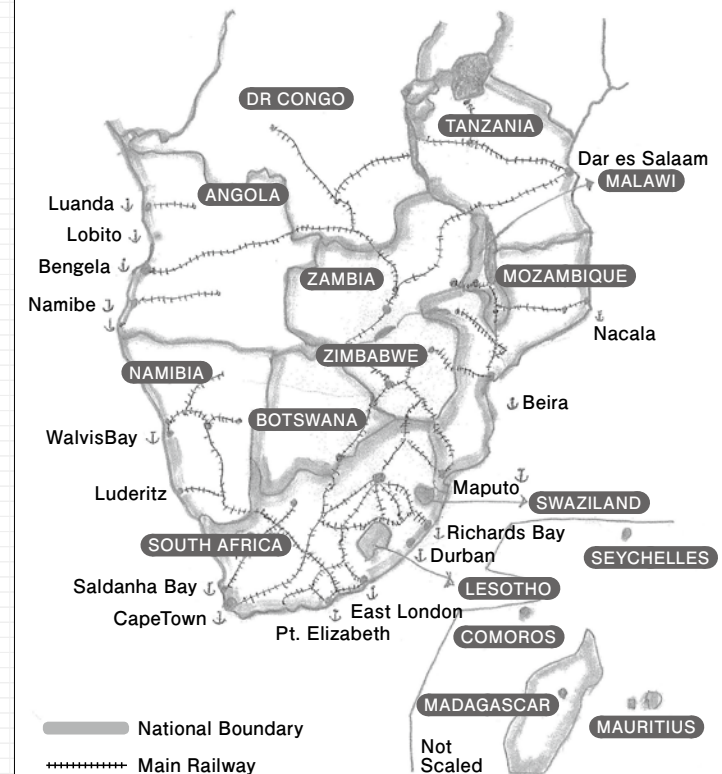
るための投資を行い交易関係を広げた。また、南アの鉱山には周辺諸国(モザンビーク、ボツワナ、レソト、マラウイ等)から大量の鉱山労働者が出稼ぎに来て、南アに労働力を提供すると共に、周辺国は外貨を得ることになった。さらに、港湾を持たない内陸国は、南アの港湾とそこに至る道路や鉄道インフラに依存する関係が形成された。

また、アンゴラ、モザンビークは75年の独立までポルトガル領にあって、南ア白人政権と協調路線を敷いていた。ローデシアは65年に一方的独立宣言をした後、80年の完全独立まで白人政権下、ナミビアに至っては90年まで南アの不法統治下にあり、これらの周辺情勢が南ア支配体制を保持させる要素となった。

6. 南部アフリカのインフラ網

南部アフリカのインフラを概観すると、ケープタウンから北上、直接ジンバブエあるいはボツワナを経由してジンバブエに至り、ザンビアに伸びる高速道路や鉄道網が敷設されてマラウイやタンザニアに至っている。これらの南北の交通インフラからは大西洋やインド洋に向けてナミビア、アンゴラ、モ

図3 Southern Africa Main Railway Network



ザンビーク、タンザニアを経た東西の回廊が派生している(図3)。

港湾を持たない内陸国にとって、各回廊は重要な海への経路である。近年、資源開発や農業生産の開発に合わせて、あらたな回廊やインフラの増設が進められている。モザンビークを例にとれば、従来からの港湾施設は浅い水深の港が多い。近年は船舶が大型化しているため、浚渫するだけでは不十分で、満潮を利用して船の出し入れを行っている状況にある。植民地時代には、テテ州のモアティゼ炭鉱から石炭を輸出するには、ベイラ港への鉄道「セナ線」を使ったが、現在の同炭鉱からの輸送はセナ線の修復に加えて、水深の深いナカラ港とナカラ回廊の運輸インフラの強化計画が進められている。この炭鉱は鉱脈が大きく良質なために製鉄燃料に適しており、炭鉱開発と関連インフラ

強化にブラジル、インド等が多額の投資を行っている。セナ鉄道とナカラ回廊の強化は、モザンビークだけでなく内陸国のマラウイやジンバブエにとっても重要なインフラとなる。また最近ではボツワナの石炭輸送増強のために、従来からの南ア経由では輸送能力に限られるため、迂回ルートとしてジンバブエを経由してマプトに近い水深の深いテコバニネ(Techobanine)に至る鉄道、貯炭場、港湾建設の計画が進んでいる。

7. 南アにとってのアフリカ市場

アフリカ市場に進出することは、南アが経済成長していくために重要な要素となる。それは南アがAUに対して、アフリカの持続可能な開発と成長を目的とする「アフリカ開発のための新パートナー



モザンビーク北辺の道路

シップ (NEPAD)」構想を主唱していることにもよく表れている。対アフリカ政策の中でも、南アはそのお膝元であるSADCを共通市場化することを重視しており、域内の通商と投資の拡大を目的として、2000年に自由貿易協定 (FTA) であるSADC Trade Protocolを締結して、その実施に向けてメンバー国間で調整と協議を重ねてきているが、同協定の推進について南アは積極的な取り組みを担っている。

同FTAは、2008年のヨハネスブルグでの首脳会議において、2012年までに85%の貿易を非関税対象としており、残る特定品目15%についてはその後の検討に委ねるとの合意がなされた (アンゴラ、コンゴ民、セーシェルは保留)。しかしながら、同会議において、インフラの整備や多大な日数を要する国境での通関を改善しないことには、域内貿易の運輸コスト高となり自由化のメリットに結び付かないことが指摘されている。同FTAのお手本はEUの共通市場で、現在の域内の関税同盟の成立をはじめ、15年までに共通市場化を、16年までに通貨同盟を結ぶとの極めて“意欲的”計画が示されているが、メンバー諸国間には大きな経済力の差があって、計画通りの実施は容易ではない。

しかしSADCメンバーの中でも、特に経済力を有する南アにとっては、域内市場において貿易や投資を拡大することは、自国企業にとって極めて重要であり、すでに多くの分野でビジネスが進んでいる。例えば、南アにおいては陸海空の近隣国との国境間貿易における物流の取扱業務が新たなビジネス機会として注目されている。また、モザンビークは南アの首都圏からもっとも近い海ということもあり、植民地時代には海浜リゾートとして人気を博していた。近年、モザンビーク経済が回復するにつれて同地には南アからの観光客が増加しており、それに伴い南アからホテル等の観光施設面への投資が進んでいる。

8. エネルギー問題

近年、南部アフリカ諸国では、開発の進展に伴い電力をはじめとするエネルギー不足の問題が出てきている。特に南アの電力不足は深刻であり、経済成長を減速させないためには安定的なエネルギーの確保が急務となっている。南部アフリカにおける最大の電力消費国は言うまでもなく南アで、その需要を充たすために例えば、ポルトガルは植民

地時代末期にモザンビークで、ザンベジ川にカボラバッサ発電所を建設した。モザンビークでは独立後まもなく内戦がおこり、同発電所から南アへの送電は常に反政府ゲリラの格好の標的となったが、内戦終結後は豊富で低廉な電力は南アBHPビリトン社が主導、三菱商事も参画したMOZALアルミ精錬計画を成功に導いた。この送電は一旦南ア電力公社ESKOMに送り、マプトに逆輸入する方法をとったのである。同様の考えは、南部アフリカ地域全体で電力の需給を調整する南部アフリカ送配電網 (Southern African Power Pool, SAPP) という仕組みに生かされており、その推進には南アが積極的に取り組んできている。

例えば、コンゴ民にはコンゴ川の豊富な水を利用して大規模ダム発電をする「大インガ水力発電計画 (Grand Inga Hydroelectric Project)」構想がある。同計画はすべてが実現すれば北はエジプト、南は南アまでの送配電がなされる巨大プロジェクトであり、資金、環境対策等の問題もあって実現は遅れているが、南ア電力公社ESKOMは長年にわたり同計画の一部でも実現することを希望してきている。

かつては、南部アフリカにおける石油や天然ガスの生産はアンゴラの独壇場であったが、近年、域内各地で新たなガス田の開発が進んでいる。主な事例を報道等から拾ってみよう。

モザンビーク南部で産出される天然ガスを、南アのハウテン州と一部をモザンビークの首都圏にパイプライン輸送するプロジェクトは2003年に南アSASOL社により開始されたが、その後、この経営は順調で、2012年までに1.5倍に増産する計画が出ている。またSASOL社は天然ガス増産のためにイニャンバナネ州およびソファラ州での沖合ガス田の計画を進めており、液化して輸出することも検討されている。またモザンビーク電力公社EDMは同国南部テマネで産出するガスを火力発電に利用して南アへ送電する計画を進めている。

タンザニアのインド洋岸では、ソング・ソング沖のガス田から産出される天然ガスを、タンザニア電力公社TANESCOが発電に利用してダルエスサラーム向けに給電している。また、モザンビーク北方カーボデルガード州の沖合では最近立て続けにガス田が見つかった (三井物産が参画)。報道では中国、インド向けをねらった液化天然ガス (LNG) を現地生産する計画も検討されている模様である。なお、南ア東ケープ州クーガ工業区付近においては、LPGを輸入する専用埠頭の建設が計画されている。

コンゴ民とウガンダの国境、アルバート湖地域でも2007年にガス田が見つかり、それ以来、同地では他のガス田も見つかった。その他、ナミビアのクドゥのガス田がある。また、ボツワナ東部パハラビエの炭田床のメタンガスによる火力発電が計画されている。

9. 南部アフリカと農業

南部アフリカの中央高地は概ね降雨量が少ないため、同地域の農業は水の確保と管理が重要となる。そのため同地域では牧畜が発達しており、農牧混合が一般的となっている。水脈としては、域内の河川には主要なものだけで、ルフィジ、ルプマ、ザンベジ、サビ、リンボポの各河川がインド洋に流れ込み、大西洋にはコンゴ川をはじめ、クアンザ、クネネ、オレンジの各河川が注いでいる。それらの支流や氾濫原を含めると、広大な面積が農業適地としての潜在力を持っている。しかし、これまでインフラが未整備だったこともあり十分な農業への土地利用がなされていない。良い例がアンゴラとモザンビークである。両国は植民地時代には鉱業収入の他に、内陸の英領植民地の海への輸送ルートにかかる運輸収入に依存していたこともあって、農業面の開発が遅れ、その後の内戦もあって両国の農業適地は十分に活用されていない。



モザンビークの子供たち、モザンビーク側からルブマ川をはさんでタンザニア側を見る

他方、比較的農地利用が進んだ地域としては、ジンバブエとマラウイがあげられる。かつて、南アから現在のボツワナを通り当時の南ローデシア（現ジンバブエ）に北上した英国人は、当初金の発掘を期待したが、結果は期待外れで、南ローデシアの中央高地に入植して農業を始めた。当時の北ローデシア（現ザンビア）の銅鉱業から得られた収入は、南ローデシアに投資することにより、同地を北ローデシアの食糧供給元とする一方で、同地に製造業を発展させた。その結果、ジンバブエでは（少なくとも20年くらい前までは）穀物、牧畜のほか、葉タバコに代表される換金作物等の生産が盛んとなった。マラウイでも農業が盛んであるが、内陸国で、耕作面積に制約が出てきている等のネガティブな要素を克服できる方法が求められている。

農村人口が7割にものぼる多くの貧しいアフリカ諸国において、食糧自給ができないことは国の健全なる開発にとって極めて深刻である。かつてのザンビアは、銅に過度の依存をしていたため一時は国家財政がほとんど破綻するところまで至ったが、きちんとした農業政策がとられていなかった。限られたリソースで国の開発を考える場合、食糧自給が出来ないと国家財政にとって大きな足枷とな

る。南部アフリカにおける農業を考えるにあたっては、同地域の自然条件を正しく理解すべきで、適地適作と水の管理が肝要となる。農民は低投入低収量の農法に頼っているが、農業にとって厳しい自然条件下にあると同時に、リスクに対抗するだけの経済力がないこともある。農民の作付は、乾燥に強いミレット、ソガム、キャサバ、それに少し水事情が良いところでもメイズ、主食用バナナ、豆類が主体である。アフリカの比較優位は天然資源と農業にあると考えるが、近年の資源ブームをそれだけに終わらせず、少なくとも食糧を自給できるようしっかりとした農業政策に結び付けてほしいものである。

10.SADCの新しいメンバー国

SADCC時代からの古参メンバー9カ国に加えて、後に6カ国がメンバーに加わったが、まずコンゴ民について触れよう。同国は元ベルギー領で、他のSADCとは異なる歴史背景を持つ。同国は豊富な地下資源、水資源をもっており、これら資源が適正に開発されれば同国だけでなく、当該地域全体の経済効果は計り知れないであろう。しかしながら、同国では近隣周辺国が介入しての国内紛争や大

湖地域紛争が続き、所謂「資源の呪い」を地で行くような様相を呈している。本稿執筆の現時点では同国の大統領選挙が進行中であるが、同国の発展のためにはまずは政治的安定が必要となる。

次にタンザニアについては、南部アフリカ諸国との関係に加えて旧来からの東アフリカ共同体(EAC)メンバーとしてケニア、ウガンダとの協力枠組みがあり、双方の協力がうまくいけば、同国にとっては大きな市場を確保できることになる。

さらに、インド洋のSADCメンバー国に注目してみよう。中でもモーリシャスの近年における成長は特筆に値する。その成長は量的もさることながら質的にも貿易、投資の分野と相手を多岐化する点で優れた事例といえる。同国はかつて砂糖栽培が産業の中心であったが、近年、これに紡績、観光、金融が加わり一人当たりのGDPが5450米ドル（図1）になっている。最近では観光と、各種外科手術や整形手術を含む医療受診を組み合わせた外国客の呼び込みが盛んである。金融面でも中国、インドとアフリカ大陸との間を仲介する投資・貿易業務であるが、中国とインドとの結び付きはさらに強まると見られる。農業面でもモーリシャスに対して、モザンビークから23,500ヘクタールの広大な耕地の利用に係る農業投資案件が持ち込まれている。

観光客数ではモーリシャスが年間98万人、セーシェルが16万人で主としてヨーロッパからの訪問であるが、これを中国やインドからの観光客に広げて2015年までに年間2百万人にすることを計画している。その方法として両国に加えて、レユニオン、コモロ諸島とマダガスカルを含めたインド洋の観光ゾーンを設定、自由に行き来できる無料フライトを飛ばして各地の観光スポットを楽しんでもらうという企画である。現在、この企画にはマダガスカルは同国の政治情勢により、またコモロ諸島は経済力が十分でないために含まれていないが、将来、マダガスカルが加われば、同国とレユニオンを組み合わせたパッケージは、ヨーロッパ観光客に

大いに人気を博すと予想される。

11. 結語にかえて

SADC諸国はそれぞれ国内に問題を抱えながらも、活発なビジネスが進行している。そこに投資をしているのは、旧来からの欧米系企業に加えて、BRICSであり、他の新興国、それにアフリカ諸国自身である。取組みスタイルはそれぞれ異なるが、リスクはあってもそれは覚悟の上、完全な前向き姿勢である。社会が混とんとしているアフリカでのビジネスにはリスクがつきものである。これはグローバルな土俵で、新たな市場をもとめたビジネスで競争に加わるには、避けられないことである。その場合は比較優位を持つこと、リスクを最小にする方法を講じること、そして農業に限らず製造業でも適地適作を念頭に置くことが重要である。日本企業からは、アフリカの場合、各国の市場規模が小さく製品のロットが小さいために商売にならないとの声をよく聞くが、アフリカのBOPビジネスは各国のロットが小さいのが条件であり、それならばその条件に合った製造、流通、販売の方法を考えるべきであろう。MOZALアルミ精錬計画における三菱商事のBHPビリトン社との共働例を持ち出すまでもなく、現地事情に通じた良きパートナーと組むことも重要である。植民地時代から活躍している企業や政治経済の変遷をくぐり抜けてきた現地の企業は、政治への配慮、社会習慣、労務管理、環境配慮等、機微でしたたかなノウハウを心得ている。

日本の企業には、技術はもちろん経営方法、企業倫理でも多くの比較優位があるはずである。アフリカに合うように工夫すれば、アジアを通じてアフリカに取り組めないはずはない。70年代の日本のビジネスマンは言葉や現地事情に疎くとも、世界の奥地まで売りまくっていた、あの見上げた気概はどこにいったのか。再度、あの元気をもってアフリカのビジネスに取り組んでほしいものである。(了)

モザンビーク その貧しさと豊かさについて

下平 明子

Akiko Shimohira

どうして
そもそもモザンビークに？

1991年から2年半アメリカの大学院で国際関係学（人権理論と開発学）を勉強した。卒業後、大学院で研究した机上の空論ではなくて、開発途上国で仕事をし、開発支援を行いたいと希望し、日本のNGO、AMDA（アムダ）に応募した。幸い採用され、プロジェクト調整員として94年8月アフリカ・ジブチその後モザンビークに派遣された。

私がモザンビークに派遣された95年当時は、17年続いた内戦が終わり、総選挙を終えた翌年だった。首都のマプトに2年間駐在した。首都から80km離れた南アフリカに抜ける主要道路は内戦の爪痕を見せ、アスファルトが破壊され、切断され

て、ずたずたで、道路端には焼き討ちにあった多くの車の残骸が転がっていた。マプトから200kmほど離れた隣州の国境地域ガザ州のマシンジールやマバラーネでは地雷除去のための爆発音が連日鳴り響いていた。マプトには内戦中に氾濫した銃が出回っており、銀行強盗や国際NGO狙いの強盗も多発していた。実際、近所で銃声が聞こえ、おびえる日もあった。しかしながら、人々はもう戦争は嫌だと切に感じていて、ついに手に入れた平和に喜び、将来への希望に満ち、一生懸命に生活を良くしようと努力していた。立ち去る際、名残惜しく、再び訪れたいと思いつつ旅立った。

その後、JICA（国際協力機構）に採用され、2000年にガザ州を襲った大洪水をはさんだ2年間、モザンビークへと派遣された。JICAの任務を

終えた後、外務省との契約で、モザンビークの日本大使館に2年間派遣された。その際、モザンビーク人のパートナーと出会い、私はこの出逢いのために95年からモザンビークと日本を行き来していたのだと感ずるに至った。その後結婚し、モザンビークに在住することになった。夫とは99年から仕事を通じて知り合っていた。数少ない真に信頼できるモザンビーク人として頼りにしており、某友人のモザンビーク木彫りの輸出を一緒に手伝ったことが

縁で、恋が芽生えたのだった。出逢いは思わぬところで訪れるものだ。

何故モザンビークの
それも僻地で生活を
続けているのか？

医学生だった夫が医者になり、2007年初めにモザンビーク中部のモルンバラ郡に配置された。2004年に長男を授かり、落ち着いた頃、JICA事務所で教育関係の仕事をしていましたが、契約が終わるとともに、2007年11月に夫のいる

ザンベジア州に子供を連れて合流した。夫が最初に赴任したモルンバラ郡は人口36万人で、彼はそこで唯一の医者だった。合流してわかったのは、夫が寝る間もなく四六時中仕事をしていることだ。勤務先の郡立病院に朝6時に出勤し、昼にもなかなか帰ってこない。やっと帰ってきて、食事をしたかと思うと直ぐに、病院の巡回か会合。1日の仕事を終え夕食をすますと、ソファーで居眠り。休む間もなく夜中の間に多い時には2、3回救急で病院からの呼び出しを受けていた。

夫は仕事ばかりでなかなかゆっくり子供に接する時間がない。それでも、子供は父親の近くで生活ができて喜んでた。何より、車が少なく、治安がよいので、友達と自由に遊んで歩き回れるのを満喫していた。というのは、子供が3歳まで過ごしたマプトは車通りが多く、なかなか自由に友達と外で遊ぶということはなかったからだ。

2008年2月に夫は隣郡のモペイア郡に異動となり、家族で引越しをした。

ザンベジア州モペイアは
どんなところ？

モペイアはザンベジ川沿いの緑が豊かで、農業生産が盛んな地域だ。モペイア産のお米でテウエ



ザンベジ川近くの平原

と呼ばれるお米があるが、日本米に似た触感で、お寿司を作る時などに重宝している。米の他には冬季（4月から8月）を中心にトマト、レタス、キャベツ、ピーマン、人参、とうもろこし等が無農薬で生産されている。大河につながる数多くの川にはベンデと呼ばれる美味しい魚とともにワニが生息している。郡都でも水道は整備されておらず、井戸の数も限られているので、多くの住民は川で洗濯や行水をしている。突如ワニが現れ人を襲う可能性があるのか、かなりの危険を伴っていることは確かだ。その川は雨季になると近辺地域の雨に合わせて上流（国境を越えてジンバブエからの水の流れ、また、テテ州のカオラバッサダムの開門）からの増水のために洪水被害をもたらすことが多い。農作地の浸水、家屋の浸水や沈没、居住地域の孤島化、そして食糧不足などの被害が起きる。モペイア郡都は電化されており、携帯電話のアンテナが設置されており、国営テレビを1チャンネル見ることができる。しかし停電は2週間に一度ぐらいの間隔で訪れ、携帯電話の通信状態は悪く、頻繁に2、3日の間、無通信状態になることがあるなどの不便さがある。

よいとこモザンビーク

モザンビークの魅力はやはり、人の良さではない



義母と次男と私

だろうか。金銭的に貧しくても人々は陽気で親切で、独立闘争や内戦という苦しい時代を超えてきた、穏やかで優しい人が多いように思う。家族のつながりと人との付き合いを大事にする人たちで、心遣いのある人達だ。心遣いの一例としては、冬の時期の食事の前にお客に手を洗ってもらう時、寒く感じないように、必ず桶にぬるま湯をいれて持ってきてくれるのだ。私がモザンビークをよい所だと思うその他の理由は、比較的政情が安定している、治安が良い、子供を大事にする、常夏状態で天気が良い、緑が豊か、農産物が豊富で海産物も容易に手に入り、料理が美味しいなど数多くある。

アフリカ・モザンビークは貧しいのか

貧困には物質的側面と精神的側面があるが、モザンビークの場合、人間開発報告書2009による統計で世界各国と比較してみると、物質的には貧しいと言えよう。例えば一人当たりのGDPは364米ドルで、人間開発インデックスは世界182カ国中第172位、成人識字率は44.4%、24%の5歳未満児が栄養失調となっている。

それでは精神的な貧困についてはどうだろうか。私の16年にわたるモザンビークの人々との触れ合

いから、そして夫とその家族親戚との暮らしを通じて、精神的にはとても豊かな人たちが多く思う。他方、体質的に貧しい部分もあることも確かである。モザンビークでの生活そして人とのつきあいの中で印象に残り、驚かされたことを以下に挙げてみたい。

1.体質的に貧しい部分の例としては、植民地時代にサトウキビのプランテーションがあったザンベジア州モペイアの人々は、一般的に自助努力はなく、他人に援助してもらうことを好み、自分で汗を流して、土地を開墾していくことは稀なようだ。肥沃な土地がふんだんにあり、努力して働けば、良好な農業生産はほぼ約束されているのかかわらずだ。一つの文化的背景としては、この地域に多いセナ族には、一家の長が亡くなると、その家にあったものは汚れたものとして、全て焼きはらって処分してしまうという伝統があることだ。そのため、彼等にとって家は土壁・藁ぶき屋根で十分で、財を蓄える理由も動機もないのだ。あるいはプランテーションで、支配者のために労働し、その代償に給与と保健を保証され、依存して生きてきた習慣なのかもしれない。それとも、毎年のように起こる洪水支援で、農作業をしなくとも食糧などを援助してもらえることを学んだからなのかもしれない。

2.精神的な豊かさの例としては、突然の訪問者を歓待し、食事をふるまうのは当然とされていることだ。約束事を重んじる日本人としてはカルチャーショックを感じるが、だんだん慣れてくると、約束もせずに突然訪問して歓待を受けることに満足を感じる自分がいたりする。確かに、夫の叔母宅や兄宅では、週末に予告なしで訪問客が現れることが多く、それに対して彼らは嫌な顔一つせず、おもてなしをするし、いつも

食事を数人分多く作っているのだ。私も郷に従えて、ようやくこの習慣に慣れてきて、多めに食事の用意をするようになった。

3.もう一つは分かち合いの精神だ。モザンビークの人達は分かち合いの精神が発達している。他人の家（貧しくても金持ちでも）を訪問して、食事時だった場合、必ずと言っていいほど「ご一緒にどうぞ」と誘われるのだ。私の夫に言わせると「我々は貧しいかもしれないけれど、持っている少

しの食べ物を分かち合うことを知っているのだ」そうだ。分かち合う場合は、自分の取り分が少なくなり、お腹一杯に食べることができなくなることもある。自己中心的で欲張りな自分にはなかなかできないことだが、モザンビークで暮らす限り、自分を変える努力をしなければいけないと思っているこの頃だ。

4.隣人や同僚の遠隔地へのお葬式に同行し、一緒に悲しみ、弔うことは稀ではない。悲しいことだが、先日夫の兄弟の一人が亡くなった。そのため、ザンベジア州都キリマネ市から70km程離れた夫の故郷イニヤスンジまでお葬式に行く機会があった。そこは村社会で、親戚・知人、老若男女総計100人ぐらいが参加し、お葬式を行った。なかなか人の名前と顔が一致しない私は、見覚えのある顔に会い、キリマネ市に住む義兄に親戚かと聞いたところ、故人がキリマネ市の兄宅で逗留していた時に、知り合った兄の隣人だと答えだった。「日本ではほとんどないことだ」と私が驚いていると、義兄は「ここでは付き合いが深い隣人や同僚であれば、兄弟が亡くなった際、はるばる故郷まで同行して共に弔うことはよくあることだ」と説明してくれたのだ。また喪主宅に葬式前後2、3日間に大勢の弔問客が訪れる。その多くが食事時まで4、5時間、



新鮮な野菜たち

語り合い留まることが多い。その場合、共に悲しみを分かち合うという一面と、懷事情が寂しいこともあり、この機に食事をごちそうになろうという下心がある一面があるように思われる。

モザンビークで幸せに感じること

良いことばかりで、不満に思いストレスを感じることはない、と言ったら嘘になるだろう。しかし全ての出来事を総括してみると、幸せだと思ふことの方が多いように思う。

不便な土地だとしても家族四人で健康に暮らしていること。多くの友人や親戚との良き出会いと付き合いがあること。彼らに日々教えられ、助けられ、支えられていること。我が子供たちが地元の子供たちと一緒に、声を張り上げ駆け回って遊んでいること。ザンベジ川の雄大な流れ、カメレオンのゆっくりした歩み、マンゴがたわわに実る大きな木、広がる草原にゆったりと沈んでいく夕陽など、美しい自然を間近に目にできること。自然に熟したマンゴ、パパイア、パイナップル、オレンジなどのフルーツ、シャリシャリとした無農薬野菜、新鮮な海産物、川魚、地鶏等のココナツ味の炭焼きなど、数えきれない美味しい食べ物に出会えること。そんな時、なんて幸せなのだろうと感じるのだ。



義母宅前で、夫と長男と義母と親戚

ガーナ共和国における 2000年代の法制度改革 —クフォー政権による「法の支配」確立の試み

早稲田大学大学院 政治学研究科

高井 亮佑¹

Ryosuke Takai

はじめに

1960年の「アフリカの年」以降、続々と独立を達成し、新たな近代国家として出発したアフリカ諸国の大多数は、程度の差こそあれ反近代化・独裁化の道を歩むこととなった。とりわけその過程は、「個人支配」(Jackson and Rosberg 1982)や「新家産主義」(Médard 1991)といった概念で要約されるように、指導者の緩やかな裁量に基づく統治、指導者との個人的・対面的なパトロン＝クライアント関係で結びついた取り巻きによる要職の独占、専ら私利私欲に沿った国家運営と政権維持という基本的な性格を有する政治体制への変容であった²。

このような統治の基本的なあり方は、1980年代の構造調整による経済的自由化と1990年代の民主化移行による政治的自由化を経ることで、若干の修正を余儀なくされたとはいえ、個人的なパトロン＝クライアント関係のもたらす快適さと安心感および異なるエスニック集団に対する不信と恐怖感がいまだ根強いこともあり、多くの国で程度の差こそあれいまだに残存している傾向である。またそうした傾向は、民主化移行による自由で競争的な選挙の導入による政治的競争の熾烈化によって一層強化されたという側面もある(Mamdani 2001、

Kagwanja 2003、Strauss 2006、武内2009)³。とりわけ、民主化移行によってこれまでの統治の仕組みを変更する必要性に直面した指導者たちの多くが、なるべく水面下でこれまでの統治手法と権力基盤を維持することの方を好んだため、表向きは選挙制度、議会制度、違憲審査制度などの民主主義の諸制度を有する民主主義国家の体裁を整えていても、実質としては低い投票率、弱い野党、独立性の欠如した司法府ならびに中央銀行、非効率で機能しない行政機関と汚職・腐敗の蔓延といった問題を抱える「失敗国家」(Failed State)が1990年代以降に数多く出現することとなった。しかしながら、ごく少数の国々では民主化移行によって政権交代が実現し、各種の改革を推し進めることで民主主義の質とガバナンスの向上を達成しつつある。

本稿で取り上げるガーナ共和国は、そのような数少ない成功例の一つであると考えられる。投票率は非常に高く、強力な野党が存在する二大政党制であり、1992年の民主化移行から現在までに政権交代が二度実現している。またガーナ共和国における2000年代以降の法制度改革および司法制度改革による司法の強化と、関連法および制度機構の整備を通じた行政能力の向上および汚職撲滅



クフォー大統領 (President John Agyekum Kufuo)



ローリングス大統領 (President Jerry John Rawlings)

への取り組みは、民主主義の諸制度が有効に機能し、民主主義の質とガバナンスを向上させる上で重要な含意を持つと考えられる。以上のような考察から、次節以降では2000年代のガーナ共和国における法制度改革を概観し、それが「法の支配」を確立する上でどのような意義を持ち得るのか、またガーナ共和国の事例から導かれるであろう政治的ないし政策的な含意について若干の考察を試みたい。

1. 民主化移行後初の政権交代と クフォー政権の成立

ガーナ共和国では1981年以来、ローリングス (Jerry John Rawlings) を国家元首とする軍政 (PNDC 軍事政権) が敷かれ、ローリングスの強力なイニシアティヴによる政治的安定が達成された



ローリングス大統領

と同時に、IMF 世銀による構造調整政策の推進による経済改革がある程度功を奏したことで、経済的安定がもたらされていた。しかしながら1980年代後半になると、PNDC 軍事政権の強権的な性格に対する批判が強まり始め、また国際社会からの圧力もあったことから、1989年にローリングスは民主化移行を約束した。

1992年に民主化移行と総選挙が実施されたが、大統領選と議会選においては、ローリングスと彼の率いる NDC (National Democratic Council) が野党 NPP (New Patriot Party) とその候補を大きく引き離して圧勝した。NPP は独立期から軍政期にかけて活躍した保守系政治家であるブシア (Kofi Busia) とダンカ (Joseph Kwame Kyeretwie Boakye Danquah) の系統を引き継ぎ、伝統的首長 (Chief) などの保守層および財界に強固なパイプを持つ党派 (ダンカ＝ブシア系) を基盤とする政党であるが、当時はアシャンティ州などの一部地域の支持を得るにとどまり、全

国的な人気とカリスマ性を備えるローリングスに対抗するほどの力量はなかった。NPPに対する支持は徐々に全国的な広がりを見せるようになったが、ローリングスとNDCは次の1996年総選挙でも大勝した。こうして二期8年を務めたローリングスが、憲法による三選禁止の規定によって次回の総選挙には出馬せず、政界を引退することを表明したため、2000年総選挙ではNPPとクフォー候補(John Agyekum Kufuor)が相対的に優勢となり、史上初の政権交代が実現することとなった。

2. クフォー政権時代の法制度改革

2-1. クフォー政権第一期

クフォーは就任以前から「われわれは必要ならば自己抑制を持ってその職責を全うし、法の支配に服するものである」、「われわれはかつて一部の人が法の上にあると言われた時代に戻るつもりはない」と繰り返し述べ、その持論を明らかにしていた。2001年1月7日にクフォーが大統領に就任すると、就任演説で自身の政権の政策方針を明らかにしたが、その要点は以下の演説部分に集約されている。



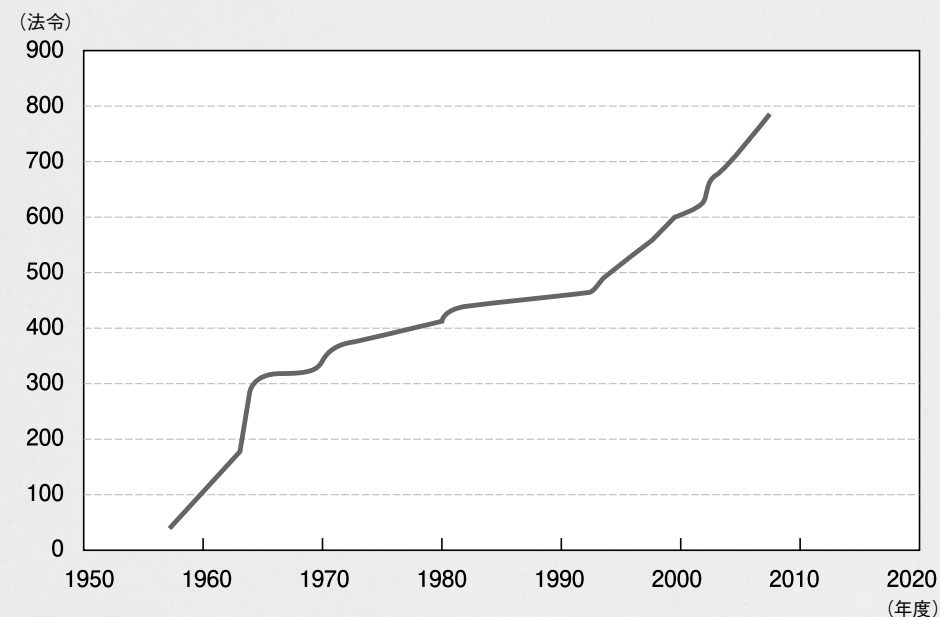
クフォー大統領

「われわれの政権は汚職に対して『無寛容』(Zero Tolerance)であり、まず私個人がその模範を示すことを誓う。——中略——わが政府は『法の支配』(Rule of Law)が確実に存在する安全で安心な環境を創造し、すべての市民が法の保護の下にあり、何人も民族または宗教的・政治的な信条によって迫害されることがないようにする。われわれは争いが法の支配と公正によって司法の手で解決される

ことを期待するものである。」

クフォー政権第一期の政策方針は以上のような“Zero Tolerance”と“Rule of Law”といったキーワードに加えて“Golden Age of Business and Enterprise”と“All-Inclusive Government”といったキーワードによって要約される。さらにクフォー政権第一期の具体的なアジェンダとしては、①インフラ開発、②地方開発、③社会サービス開発、④プライベート・セクター開発、⑤これらを可能にする法的枠組みの開発が掲げられた。このうち⑤の法的枠組みの開発がすべてのアジェンダの基礎を成すことから2000年代の法制度改革・司法制度改革が強力に推進されることとなったのである。というのはGolden Age of Business and Enterpriseを達成するためにはRule of Lawを確立し、ガバナンスを改善することで外資の進出を促し、投資環境を整える必要があり、また銀行法や会社法などの経済法の改正によって、企業活動を促進する必要から法的枠組みの開発すなわち法制度改革・司法制度改革は不可欠のプロセスであったからである。とりわけ裁判所のスタッフの増員と検察(Attorney General Department)への法曹の補充はいち早く決定された。検察には2007年までに検事として150人が増員されている。

右記の図は、1957年から2008年までの法的発展を表した図である。図から明らかなように独立後の1960年代前半と民主化移行後の1990年代といった体制転換を経た後に法令数が急増していることが見て取れる⁴。これについては、とりわけ共和制移行による新憲法制定によって旧法を合憲性の枠組みに収まるように改正する必要、ならびに新しい統治体制の確立に伴う関連法規の制定(たとえば選挙法・政党法など)の必要から法令数の急増を説明することはできる。しかしながら2000



年代に入るとそれらの時期に匹敵する程の急激な法令数の増加を見てとることができる。これはクフォー政権による法制度改革ならびに司法制度改革の直接的な結果であるといえるだろう。もちろん単なる数量によって改革の質やガバナンスの向上を



司法長官
Justice George Kingsley Acquah (4 July 2003~
25 March 2007)

判断するのは早計であるが、少なくとも2000年代に統治体制および法制度は大きな変容を遂げたと判断することはできるだろう。またこれとは対照的に、2008年総選挙における政権交代によってNDCが与党となってから2010年までの約2年間ににおいて制定された法令の件数は30件ほどである。

法制度改革はまず残存する抑圧的で、全体主義的な法の撤廃から始まった。予防拘禁法(Preventive Detention Act 1964, Act 240)、新聞認可法(Newspaper Licensing Law, PNDCL

211) および公安法(Public Order Law 1994, Act 491)が撤廃された。また2001年には刑法を改正した(Criminal Code Amendment Act 2001)。

2003年には一連の汚職対策法令が相次いで立法化され、財政法(Financial Administration Act 2003, Act 654)、監査法人法(Internal Audit Agency Act 2003, Act 658)、公共調達法(Public Procurement Act 2003, Act 663)等が施行された。また専門の汚職対策機関が新たに新設され、独立した汚職対策機関は「ガーナ反汚職連合」(Ghana Anti-Corruption Coalition)、「重大犯罪取締局」(Serious Fraud Office: SFO)、「アカウンタビリティ調査局」(Office of Accountability: OA)、「会計検査院」(Audit Service)、「ガーナ統合イ



Justice Georgina Theodora Wood
(15 June 2007~)

ニシアティヴ」(Ghana Integrity Initiative)、「民主主義推進センター」(Centre for Democratic Development: CDD)の6つに増えた。このうちOffice of Accountabilityは2003年7月に大統領が委任する3人のメンバーから成る大統領府内機関(in-house unit)として設立され、「閣僚だけでなく大統領も監視する機関」として注目された。またGhana Integrity InitiativeはTransparency Internationalのガーナ支部と協働することで独立性と独自性を確保している。

この他に特筆すべき政府監視機関としては、1993年に設立された「人権と正義委員会」(Commission on Human Rights and Administrative Justice: CHRAJ)がある。CHRAJは自治と独立が1992年憲法によって保障されている

点で裁判所と同格の特権的な機関であり、権力濫用の監視と汚職摘発を行う。全国170行政区のうち110に支部を持ち、支部は無料で仲裁やADRといった司法サービスを提供する⁵。人権と正義委員会法(CHRAJ Act 1993, Act 456)は中央委員(Center Commissioners)と2人の委員代理(Deputy)による一元的な意思決定の枠組みを定めており、地方支部には一切権限がない集権的な組織構成となっている。

2-2. クフォー政権第二期

2004年総選挙ではクフォーが再選を果たし、NPPが過半数を獲得し与党にとどまった。クフォーは就任後、「グッド・ガバナンスは政府のすべての政策の基本となる指導的原則であり続ける」、「わが政府はグッド・ガバナンスの確立のための

適切な環境を創るために必要な立法的・行政的な枠組みを整備した」と述べ、政権第二期の方向性を“Positive Change II”と銘打ち、政策の基本方針を明らかにした。政権第二期のアジェンダは①人的資源開発、②グッド・ガバナンス、③プライベート・セクター改革であった。

まず「情報公開法案」(Right to Information Bill)と「公益通報者関連法案」(Whistle-Blowers Bill)の成立が2005年の最重要課題とされ、いずれも翌年に可決された。これらは汚職対策法としての意義もあるが、とりわけ公益通報者法(Whistle-Blowers Act 2006, Act 720)は公益に関わる情報の通報と通報者の保護を規定したものであり、汚職撲滅を一層促進すると期待される。

第二期における汚職に関する政界スキャンダルとしては、かつてローリングス政権中枢の一角を占めたガーナ石油公社(Ghana National Petroleum Corporation: GNPC)前社長で大物実業家であるチカタ(Tsatsu Tsikata)の公金流用の罪での訴追と運輸大臣アナン(Richard Anane)の辞任劇が挙げられる。前者についてはSam Awortwi検事のGovernment's Special Investigative Task Force (SITF)が捜査に当たり、後者については事の発端がCHRAJの独自の調査に基づく勧告であった。アナンには偽証、職権乱用、汚職の容疑が濃厚であることが明らかとなり、勧告が閣僚の辞任に結びついたことはCHRAJ創設以来、初の出来事であり、最大の案件となった。

第二期の司法制度改革としては従来の裁判所制度が非効率であり、未処理案件を大量に抱えているという問題からイギリスの3トラック制にならって「迅速コース」(Fast Track Court)が高等裁判所(High Court)に新設され、裁判手続きの効率化を促進するべく24時間体制となった⁶。迅速コースは、比較的低額で単純な案件を迅速にし



国会最上段。ガーナ共和国における四大権力を表現している。左から司法長官(Chief Justice)、大統領、国会議長(Speaker of Parliament)、副大統領。

かも内容に見合った費用で処理することを目的として新設された裁判手続きである。従来の訴訟制度では、訴額の大小や複雑さの程度に関わらず、高等裁判所または地方裁判所の通常手続きで処理されていた。そのため、さほど大きな訴額ではない事件における通常手続きは、不釣り合いに訴訟費用がかかるため、法律扶助を受けられない人々は裁判を遂行することを諦めざるを得なかった。迅速コースの対象となるのは交通事故訴訟、その他の複雑でない人身傷害損害賠償請求事件、消費者紛争等に関する事件で、争点が比較的単純なものが想定される。

また2005年3月に商事裁判所(Commercial Court)が新たに創設され、管理委員会(Management Committee)と利用者委員会(User Committee)が監視し、迅速コースと同様に判決は6ヶ月以内に出るように取り決められた。さらに10州の地方裁判所の電子化に巨額の投資がなされ、新たに土地裁判所(Land Court)、ハ

イテク犯罪専門の「不正犯罪裁判所」(Criminal Fraud Court)、 Tema港に第二商事裁判所が創設される運びとなった。

さらに1993年の裁判所法(Courts Act 1993, Act 459)の72条と73条で規定されていた裁判外紛争解決制度(Alternative Dispute Resolution: ADR)として新たに国家制度としてのADRを2005年に裁判所内に設立した。具体的には地方裁判所(District Court/Magistrate's Court)に裁判所付属ADR(Court-Connected ADR)が新設され、裁判官ないし予審判事の監督の下で有給の法務補助調停者(paralegal mediator)が主に和解・調停に従事するもので、合意には法的拘束力がある。ADRも迅速コースと同様に、紛争解決の効率化を図るものであるが、民間のADR、CHRAJ、伝統的首長が主宰する慣習法廷など様々なバリエーションがある。ガーナでは1994年以来、低額の紛争解決手段としてADRの人気は高かったが、それぞれに示談・和解が優先され

る、法的拘束力が無い、権力者の恣意に左右される等の問題があった⁷。そのため国家制度として法的拘束力があり、なおかつ簡便にして低額なADRの新設は有意義であり、ADR新法 (New ADR Act 2010, Act 798)として新たに確立されることとなった。

最後に、第二期の法制度改革における最大の難関は土地制度と伝統的首長制度の法的整理と統合であった。まず土地制度については土地法規 (Land Administration)として160の法令が存在し、制度的な混乱と細分化が問題とされた。土地をめぐる問題は、後述するように伝統的首長制 (Chieftaincy)と密接に関係する問題であり、既存の紛争解決の枠組みでは十分に対応できない事案となっている。まず全国土の80パーセントの土地が首長による慣習的所有地 (stool land)であり (残りの20パーセントがfamily land、private land、state landとなる)、売買による所有権の移転や登記には必ず首長との有象無象の取引が伴うこととなる。また相続、境界、侵害、売買を巡る争いで約7万件の訴訟が提起されているが、ほとんどが未処理である。これらは慣習法と近代法の齟齬ならびに伝統的首長制と司法制度の対立と関わるために、より包括的・全体的な解決策が必要とされる。

こうした問題を受けて、土地委員会 (Land Commission) と土地登記所 (Land Title Registry) が2006年8月に設立された。土地制度改革の端緒は、2001年に「土地行政プロジェクト」(Land Administration Project: LAP)が透明で効果的で効率的な行政サービスの提供を目的として、自治体計画局 (Town and Country Planning Department)から基本的な提言を受ける国土省 (Ministry of Land and Forestry)所轄の外局として設立されている。LAPの目的は、

①国有地の造成、②慣習的な境界の設定、③土地行政の分権化、④5つのパイロット「慣習土地事務局」(Customary Land Secretariat: CLS)の創設である。CLSは国土省によって2003年に新設された土地取引と紛争を取り扱う試行的な行政機構であり、ADRサービスを提供することを主要な目的としている。業務としては首長と伝統審議会 (Traditional Council)による土地の登録と画定、また売買、賃貸その他取引を首長、家長 (family head)、土地司祭 (earth priest)といった伝統的権威の統制の下で登記・約定する、さらに権利関係をめぐる紛争に際しては土地管理委員会 (Land Management Committee)を召集し、首長の下で慣習的な手続きを踏襲するというもので、Gbawe、Kumasi、Tamale、Kyebeに設立されている。

土地制度機構としては上述の土地委員会、土地登記所、自治体計画局に加えて、慣習土地行政事務局 (Office of the Administrator of Stool Lands)、測量局 (Survey Department)、土地評価局 (Land Valuation Board)、行政区計画局 (Planning Authority of District Assembly)が2006年までに構築され、さらに土地管理所 (Land Directory)が2007年4月に設立された。また外部の諮問機関として「土地改革委員会」(Land Reform Commission)ならびにガーナ大学教授 Nii Ashie Koteyが代表を務める「ガーナ土地保有と政策の改革」(Land Tenure and Policy Reform in Ghana)等が置かれている。

伝統的首長制に関しては、首長法 (Chieftaincy Act 1961, Act81; Act 1971, Act370)が存在していたが、1992年憲法に首長制についての規定 (第276条の伝統的首長の政治参加の制限規定ならびに第94条第3項 (c)の被選挙権禁止規定、第270条および第290条1項の伝統的権威の尊重と権利の保護規定)が設けられて以来、伝統



ガーナ最高裁判所 (Supreme Court)

的首長を規律する法の不在を解消すべく「首長法案」(Chieftaincy Bill)が2000年、2004年、2006年に相次いで提出されているが、保守派からの強力な抵抗によって全て廃案となっていた。一方で、首長制・文化省 (Ministry of Chieftaincy and Culture)に加えて首長制事務省 (Ministry of Chieftaincy Affairs)が2006年に設立され、首長と政府の間を架橋することで首長制を国家機構に統合する試みがなされた。他方で、首長制にまつわる紛争はしばしば報道されており、また首長の王位継承を巡る抗争が暴動に発展することも多く、2007年のAnlo Crisis (Anlo, Ketaを治めるParamount StoolにAwoamefiaが即位することの是非を巡る抗争)はその極致である⁸。こうした中で、首長法案が2007年によりやく可決にこぎつけ、宿願の首長法 (Chieftaincy Act 2008, Act759)が施行された。首長法には「州首長議会」(Regional House of Chiefs)と「伝統審議会」(Traditional Council)の会頭と副会

頭の選出手続きに関して7条、8条、13条でアシャンティ (Ashanti)に対する大幅な適用除外 (derogation)を設けている点で問題がないとはいえないものの、首長の即位と廃位に関する一般原則を定め、紛争に際しては、31条 (3)、32条 (3)、33条、37条、38条、43条で定めるかたちで高等裁判所の統制を受ける、首長で構成される「司法委員会」(Judicial Committee)に付託される制度を設けたという点では画期的であったといえるだろう。

結語

以上見てきたように、クフォー政権が「法の支配」にコミットし、一連の法制度改革および司法制度改革を実施した背景には、経済成長の促進とさらなる発展のための投資環境づくりという現実主義的な政策方針があった。汚職撲滅もその一環であり、それは汚職対策機関の創設と汚職対策法の



最高裁判所中庭の「法の支配の殉教者たち」像

制定にとどまらず、裁判システムを拡充し、関連法を整備することによる全体的なガバナンスの向上を通じて法の支配を貫徹させることによって実現を図るという一連のプロセスの中での試みであった。また、こうしたクフォーおよびNPPの政策選好は前政権とは、方向性の異なるものであった。というのはNDCは、ローリングス軍事政権のPNDCを母体とし、中道左派的な政策選好を持ち、地方開発・プロジェクト開発・インフラ開発に重点を置いた再配分政党であり、その政策選好は地方の選挙ブロックへの私的財およびクラブ財の供給というクライエンテリズムを通じた支持獲得という性格が強かった(Lindberg 2010)⁹。他方でNPPは伝統的な保守層を基盤としており、中道右派的な政策選好を持ち、再分配よりもむしろ福祉や開発ファンドといった公共財ないし準公共財を供給することで支持を獲得するという性格が強い。たとえば2003年の国民健康保険(National Health Insurance Scheme: NHIS)の導入や2006年の

Local Governance Fundの創設などが挙げられる。クフォー政権による2000年代の法制度改革もこのような政策選好に沿って実施されたとみなすことができるであろう。これとは逆に、もしもNDCが2000年代に政権の座を維持していたとすれば、このような一連の改革は実行に移されなかったかもしれない。あるいは少なくともスムーズには進まなかったであろうことが想定されるだろう。であるならば、以上のことから導き出すことのできる政治的ないし政策的な含意としては、ガバナンスの向上と法の支配の確立においては、上述のような政策選好を持つ保守政党が果たす役割が一定の重要性を持つということがいえるであろう。

また対外的には、クフォー政権による法の支配の確立とガバナンスの向上の取り組みは、国際社会からは好意的に評価され、カナダを筆頭にイギリス、アメリカ、フランス、オランダ、日本などからそれぞれ数億ドル相当の債務の帳消しを受け、また新たな追加融資を実施するという合意を取

り付けることに成功している。さらにアメリカが提供する5億4700万ドルのMillennium Challenge Accountが2006年8月17日から開始したが、これは史上最大の合意であり、農業の近代化と地方のインフラ整備に利用されることとなった¹⁰。しかし対内的には汚職撲滅に対する国民の評価はそれほど高くなく、Transparency Internationalによる

「汚職認識指数」(Corruption Perception Index: CPI)の数値は、2002年の3.3から2007年の3.9へと若干の改善が見られたにとどまり、全世界では170カ国中70位から69位に上昇したに過ぎないのである。また一連の改革によって整備された制度が実際に有効に機能するかどうかは今後の検証が俟たれるところである。

注)

- 1 早稲田大学大学院政治学研究科 (takai1207@gmail.com)
- 2 Jackson, Robert H. and Carl. G. Rosberg. 1982. *Personal Rule in Black Africa: Prince, Autocrat, Prophet, Tyrant*. Berkeley: University of California Press. Médard, Jean-Francois. 1991. *Etats d'Afrique noire : formation, mecanismes et crise*. Paris: Karthala.
- 3 Mamdani, Mahmood. 2001. *When victims become killers: colonialism, nativism, and the genocide in Rwanda*. Princeton, N.J. : Princeton University Press. Kagwanja, Peter M. 2003. "Facing Mount Kenya or facing Mecca? The Mungiki, ethnic violence and the politics of the Moi succession in Kenya, 1987-2002". *African Affairs*, 102, 406, pp. 25-49. Strauss, Scott, 2006. *The Order of Genocide: Race, Power and War in Rwanda*. Ithaca: Cornell University Press. 武内進一「現代アフリカの紛争と国家 —ポストコロニアル家産制国家とルワンダ・ジェノサイド」明石書店2009年
- 4 ガーナ共和国では初代大統領ンクルマ(Kwame Nkrumah)が1966年にクーデターによって追放されてから1981年にローリングス政権が発足するまでの15年間に4回のクーデターと8回の政権交代が起こったが、この時期は軍事政権によるRule by Decreeが支配的な時代であり、また二度の共和政の樹立も短命に終わったことから、この時期の法的発展は著しく停滞していたといえる。また1980年代のPNDC軍事政権時代は通常の法令(Act)とは異なる法体系であるPNDC法(PNDCL)が約330制定されているが、その多くが民主化移行後に破棄あるいは改正されたが、一部は現在に至るまでガーナ共和国における制定法の一角を占めている。たとえば、土地登記法(Land Title Registration Law 1986, PNDCL 152)、ノン・バンク法(Non Banking Law 1993, PNDCL 328)など。
- 5 支部は1994年以来1308件の案件を受理している(2007年6月時点)。案件の内訳は結婚、扶養問題が毎年トップで次に職場、ビジネス、社会保障上のトラブルとなっている。相続、土地、財産問題から賃貸借問題や労使問題まで激増する事案に幅広く対応している。問題点として、合意に法的拘束力がないことが挙げられる。
- 6 *Ghanaian Times*. 2005.3.4.
- 7 Crook, Richard C., Kojo P. Asante and Victor K. Brobbey. 2011. "Popular Concepts of Justice and Hybrid Judicial Institutions in Ghana" *IDS Bulletin*, Vol.42, No.2, March 2011.
- 8 その他にも1994年から2001年頃まで断続的に続いたDagbon Crisisや2007年のBawku Crisisなどが挙げられる。
- 9 Lindberg, Staffan I. 2010. "What accountability pressures do MPs in Africa face and how do they respond? Evidence from Ghana" *Journal of Modern African Studies*, 48, 1 (2010), pp. 117-142. またNDCによるクライエンテリズムを裏付けるものとして、2006年に明らかにされたNDC政権期における10兆セディ(国家予算のおよそ一年分に相当)に及ぶ公金横領が挙げられる(*Ghanaian Times*. 2006.3.21.)。
- 10 Millennium Challenge Accountは2004年にJohn Danilovichが設立したMillennium Challenge Corporation(MCC)を前身とし、2006年にGhana's Millennium Challenge AuthorityとMinistry of Public Sector Reformsの監督する公的機関となったもの。

アフリカにおけるネオリベラリズムの展開と次に来るもの？

Neoliberal Africa: the impact of global social engineering

by Graham Harrison, Zed Books, 2010

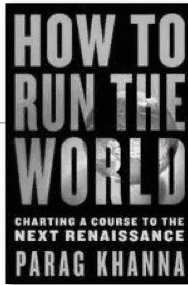
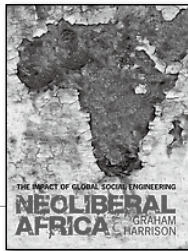
How to Run the World: Charting a course to the next renaissance

by Parag Khanna, Random House, 2011

(社)アフリカ協会 理事

堀内 伸介

Shinsuke Horiuchi



サブサハラ・アフリカ諸国への80年代初頭からの援助国、国際機関による援助は、ネオリベラリズムを根底にした経済政策であり、自由市場経済、規制撤廃こそがサブサハラ・アフリカ諸国の問題解決と発展に寄与するものと考えられてきた。膨大な額の援助と制度改革がもたらしたものは、外来種の植物が移植され、地下水を全部吸い上げ、土着の植生と動物のバランスを崩してしまうような結果である。援助額に相応しい開発は見られず、厳しい状況は引き続いている。これが本書の結論と言えよう。著者は、英国のシーフィールド大学でアフリカの政治経済学を教えている。

世銀、IMFの主導によるアフリカ諸国における構造調整政策の評価については、多くの研究書が発表されている。援助国側は構造調整政策について、多少の問題はあったが、逐次改善され、21世紀に入ってから多くのアフリカ諸国の高度成長を支える基礎となったとの評価である。しかし、構造調整政策に批判的な研究者も多く、アフリカ諸国における貧富の格差の拡大、低成長の持続、貧弱な各種社会サービスをこれらの政策に帰す論調も多い。本書はネオリベラリズムに基づく政策がアフリ

カにどのように展開されたかを経済学の範疇を超えて社会工学として詳細に、かつ多くの例を引用して説明している。

アフリカの経済停滞 1974年のオイルショックを転換点として、独立以来の主要輸出品である一次産品の高価格により支えられてきたサブサハラ・アフリカ諸国の成長にブレーキがかかった。一方で貿易収支の恒常的な赤字と成長を支えるための資金需要があり、他方で有り余るオイルマネーの融資先として、サブサハラ・アフリカ諸国政府は債務をふくらませた。先進国の金融機関は高いレベルの蓄積した債務の返済に危機感を募らせた。アフリカを舞台にした冷戦時の東西陣営の陣取り合戦の行方も明らかになるにつれて、アフリカへの援助も経済発展に焦点が合わされてきた。同時に、世銀、IMF、援助国からの援助が、債務の軽減—先進国の金融機関への返済—に転用された事は明らかである。

ネオリベラリズムの台頭 70年代、80年代のサッチャー、レーガン政権の自由市場経済政策の“成功”が、それまでの国家主導の総需要コントロール経済政策から、国家による規制や社会問

題への政府支出等を出来るだけ排除して、個人の自由と市場メカニズムを促進する政策への転換となった。アフリカについて言えば、1981年に世銀から、「バーク報告書：Accelerated Development in Sub-Saharan Africa: An Agenda to Action」が発表された。アフリカ諸国の独立以来の経済運営の問題点を指摘し、グローバリゼーションの中で政府の関与を可能な限り少なくする経済政策と制度改革を強く推した。一般的にはネオリベラリズムは、経済効率と自由市場を求める経済政策であり、国家の統治や社会問題への介入には距離を置くものであるとされているが、著者によれば、アフリカにおいては、長期間にわたる多様な経済的、政治的な介入であり、アフリカ人からのインプットの無いイデオロギーであり、社会工学の実験である、と評価している。

構造調整政策 (SAP) アフリカ諸国の累積債務、経済停滞の解決としてネオリベラリズムに基づいた構造調整政策 (SAP) が、1979年にセネガルに実施されて以来、80年代末までに36ヶ国において243の政策調整合意が世銀、IMFの主導の下に導入された。(p.36) 第一世代の構造調整政策は画一的であり、後に「ワシントン・コンセンサス」と呼ばれるものである。その主な政策提言は、為替の自由化、結果的には為替の切り下げ、財政赤字の是正、結果的には補助金、社会サービス等への財政支出の削減、税制改革、通貨供給の削減、結果的には高利子、各種規制の緩和、特に価格政策の廃止、国営企業の民営化、外国投資の受け入れ、貿易自由化である。

多くのサブサハラ・アフリカ諸国がこの構造調整政策を採択し、世銀、IMF、援助国からの援助を受け入れた。すなわち援助の条件が構造調整政策である。その影響を経済的な施策である為替の切り下げに見てみる。切り下げられた為替レートで輸出が伸び、輸入が縮小する。ここに為替の現実的な価値が反映される筈である。エリートによって支配されている多くの国では、エリートは外貨、中央銀行、輸入規制をコントロールする事によって、

過大評価された為替レートで贅沢品を安く輸入し、外貨の転売によって富を蓄積した。また、切り下げられた為替レートによって、輸入品は高騰し、特に食料と石油輸入国においては、中間層から貧困層までの生活に大きな影響を与えた。このために、社会不安、抗議デモが頻発し、政府は一方に援助国の改革圧力、他方に国民の不満という問題を抱える事になった。一見、経済的な施策に見える為替の切り下げは、政治問題であることが明らかである。すなわち、ネオリベラルな施策は社会を変更する社会工学の実験となった。

第一世代の構造調整政策 (SAP) の下、低い経済成長とそれに伴うアフリカ側の広範、かつ強い批判と社会不安は、構造調整政策の大幅な修正を余儀なくした。世銀は「市場主導の開発は、国家を含む強い社会的、制度的なインフラストラクチャー無しには成功しない、ことを認めた。」(p.41) 結果として、社会的な問題に対する緩和策、個々の国の事情に配慮するプログラムの作成、国家の統治の問題に踏み込む第二世代とも呼ぶべき構造調整政策が90年代に実施に移された。しかし、ネオリベラルな経済政策は本質的には変わらず、それを強化する手段としての社会政策、国家のガバナンスに踏み込んだ、と理解されるべきである。

第二世代の構造調整政策 は、画一的と批判された政策提言を個々の国の実情に合わせると共に、経済政策の立案に被援助国の主体性 (オーナーシップ) を尊重する過程を組み込むなどの制度改革へと動いた。HIPC (重債務貧困国) 支援の前提となるPRSP (貧困削減戦略ペーパー) の作成は、被援助国によって作成される事になった。また、世銀は個々の国について国別援助ペーパーを策定し、援助国も協議を行い、援助の重点分野の絞り込み、プロジェクトの重複の回避等を積極的に行うようになった。世銀、IMFは政治への介入を極力避ける立場をとっているが、ガバナンスの分野に踏み込まなければならなくなり、「国民参加」、「政策立案、実施の透明性」、「政府の説明責任」という切り口から政治問題の非政治化を試みたが、政治

への介入は否定できない。

構造調整政策の影響を本書は多くの統計で示している。80年代を通じてサブサハラ・アフリカ諸国の所得は20%ほど下落し、平均的なアフリカ人は60年代初頭より貧しくなった。1982年と1995年の間にアフリカ大陸全体としても3年しかプラスの成長が記録されておらず、GDPは年1%程度の成長であり、人口の50%以上が一日1ドル以下の生活を送っている。1981年と2001年の間に国際基準の貧困層は3億1千3百万人に倍増している。80年代から90年代の累積債務も増加し、2003年にはUS\$1850億に達している。その後、各種の債務救済措置により、債務レベルは引き下げられたが、この間アフリカ諸国は莫大な利子支払いをしている事は見逃してはならない。(p.39～41)

著者によれば、構造調整政策は経済成長、債務の削減、さらには、外国直接投資の増加（鉱山を除き）には繋がらなかった。それどころか、金融規制の自由化は、大規模な裕福層の資本逃避を可能にした。しかし、プラス面では、海外で働くアフリカ人からの送金は援助額に迫るほど増加した。また、貧困、所得格差の拡大は当然の事ながら、各種の社会サービス、医療、保健、教育、社会インフラの著しい低下等を招いた。社会不安の醸成とアフリカ諸国政府の主権の行使が著しく制限される立場に追い込まれた事を指摘している。

サブサハラ・アフリカ諸国の政府は国民の不満、貧困層の拡大、低成長を目の前にして援助機関に従うか、あるいは、国民の意思に従うかの二者選択を常に強いられた。冷戦終了後、サブサハラ・アフリカ諸国にとっては、西側援助国と世銀、IMF等の国際金融機関に依存する以外の選択肢はなくなっていた。

民主化とネオリベリズム また、援助国はより明確に民主主義、民主化を援助の条件とすることとなり、90年初頭からサブサハラ・アフリカ諸国の民主化が始まった。複数政党制の下における選挙も行われ、政権の交代も見られたが、政党間の相違はリベラル、保守のようなイデオロギーの相違

ではなく、エリート階層間における既得利益の分配の争いの展開であり、独裁政治からの離別ではあっても、国民の意を反映した民主化とは程遠い。端的に言えば、与党も野党もネオリベラルな開発プログラムに軸足を置いている。経済政策と制度改革は国家の運営、予算の実施の中での技術的に透明性を保つ飛び地を造っただけであり、その他の分野では伝統的なパトロネジ・システムや民族グループの要素が強い行政が中央においても、地方においても行われている。

著者の結論はサブサハラ・アフリカ諸国において、ネオリベラルな政治経済の制度化が多国間、二国間援助機関、コンサルタント、高級官僚によって推し進められているが、外から強制的に押し付けられえた施策が、現在も将来も国家の根本的な改革、発展に貢献するとは言えない。ネオリベラルな社会改造は、表面的な変革にとどまり、サブサハラ・アフリカ諸国の援助への依存を増加しただけである。非常に手厳しい批判と総括である。

それでは、代替の発展モデルはあるのであろうか。「世界の政治経済状況が脆弱になっている現状において、代替モデルは提案されるかもしれないし、されないかもしれない。しかし、モデルはより強い進歩的な国家の行動、国家と市民社会のより強い絆、主権と国家の利益をより強く主張するものではなかろうか。」と著者は結んでいる。(p.145)

本書はサブサハラ・アフリカ諸国における援助国が、移転を試みたネオリベラルというイデオロギーとそれに基づく政治経済社会改革の実験の過程を細部にわたり、議論したものであり、改革の結果については、非常に低い評価となっている。本書は2010年に出版されており、21世紀に入ってからのアフリカ経済の成長を見た上で、執筆されたものと考えるが、殆ど触れていない。中国、インドなどの新興国の大規模な参入、石油を始めとする資源需要の高騰などが、新しい形の経済関係を持ち込んでいる。この傾向は代替モデルとは評価されないであろうか。本書を通じてサブサハラ・アフリカ諸国における援助とその基礎となったイデオロギー

と制度改革について、世銀、IMF等の説明とは異なる側面を解説してくれる貴重な貢献と考える。

「How to Run the World」

先に取りあげたHarrisonの本はアフリカにおけるネオリベラルな経済の終焉を結論としたが、代替するシステムについての明確な方向性を示していない。本書はアフリカについて書かれたものではない。今後の世界の動向について、一つの試論であり、また、アフリカについての地政学、貧困問題にも多く触れているところあり、Harrisonの本の延長線として、ネオリベラルな世界の後にくるシステムについての一考察として取り上げてみた。

著者、Khannaは米国のシンク・タンク、the New America Foundationのグローバル・ガバナンス部の責任者あり、EUの外交調査部の客員研究者でもある。本書は多数の観察、文献を引用して著者のユニークな世界観を展開し、読者をして考えさせる著作である。著者の観察や事実の解釈、論理の帰趨について、大いに反論もあろう。米国においても、国際関係に関る人々の話題になり、賛否両論があったと理解している。

四つのアクター 著者の世界観を紹介すると、現代は中世のように一つの権力が世界を支配していない。グローバリゼーションが世界に影響を及ぼす多数のアクターを誕生させた。しかし、技術と資金はそれらを結びつけ、アクターは主権国家、国際機関、市民社会を反映しているNGOと企業とに大分類できよう。この四者が世界のいろいろな場面で絡み合い、競合し、世界の方向性が決定されてゆくと考えられる。多軸世界であり、外交もそれに対応する「メガ外交」が展開される、あるいは、されなければならないとしている。

アフリカとの関連 国家、国際機関、NGO、企業の四者の中で、アフリカの文脈では、前二者の評価は低い。独立国家というものの、一枚はがせば、先進国、国際機関、NGOや多国籍企業が国の運営を実質上しているハイブリッド国家があることを認めざるを得ない。アフリカにおいては、植民地は

独立したとは言え、部族やクランが政府、議会を占有し、国連に席を得た。しかし、内戦、反乱、クエター、利益集団の成立等により名前だけの国家が幾つもできた。国際的な援助が無ければ成りたない国が幾つもあるのは、誰もが認めているところである、と厳しい評価である。

援助国と国際機関 が国家の運営を牛耳っていることも明らかである。公式な援助機関は230もあり、国の数より多い。低いインフレ、健全な金融市場、安定した為替、開かれた貿易、法による支配、充分な社会サービス、近代的なインフラ、少数民族の保護等の施策が開発と安定に良い事は、世銀に指摘されるまでもなく、誰もが分っている。世銀の非効率的な資金は必要がない。(P.160) 1972年の国連環境問題のストックホルム 会議以来、500以上の環境問題について多国間合意が成立したが、いずれも法的な拘束力はなく、国際機関の存在意義が問われるところである。(p.190) アフリカにおける国際機関の能力について強い批判を展開している。

国際的なNGOと企業 は、共同で問題に取り組み、解決の為に枠組を決め、効率的に運営する多くのケースが観察されている。企業の技術革新とイニシャティブにより国レベルのみならず地方レベルにおいても効率的且つきめ細かい施策が実施されている。保健医療、教育、インフラの整備等においてNGOと企業の共同体が効率的な運営に成功している。また、NGOの問題提起により、企業が効果的なガイドラインを作成し、それが国際的なルールと認められているケースも多々指摘されている。多数の国際的なNGO活動とNGO と企業の共同事業、あるいは国際機関とNGO、企業共同事業が説明されている。これほど多くの国際的なNGOが重要な活動し、貢献しているとは、評者の不勉強もあり、知らなかった。

結論として、世界の貧困、環境問題、紛争等の脅威は、四者の協力により世界の人材、資金を各国の地方レベルの問題の解決に始まり、適正に管理、運営することにより国家の問題解決への道が開かれる、と強調している。

アフリカ映画 —2012年に向かって—

元コンゴ民主共和国大使

高倍 宣義

Ambassador Nobuyoshi Takabe

夏が終ると映画界は来年に向けて動き出す。アフリカを直接取り上げた作品は少ないが、アフリカとアフリカ人が出てくる作品は結構ある。グローバリゼーションでアフリカが一段と身近になり、アフリカを絡ませることによって映画が平凡でなくなると考えられるのだろう。残念ながら、アフリカ人監督の作品はほとんどない。いくつかの作品が来年公開されることを期待したい。

1. 国際映画祭

第68回ベネチア国際映画祭(8～9月)でエマヌエレ・クリアレーゼ監督の「テッラフェルマ」“Terraferma”(2011／イタリア・フランス／88分)という作品が審査員特別賞を受賞している。シシリアの小さな島に暮らす素朴な漁師一家が北アフリカから密入国してきた母子によって引き起こされる波乱を描いた社会ドラマ。

第24回東京国際映画祭(10月22～30日)で、ウルリッヒ・ケーラー監督「スリーピング・シックネス」英題“Sleeping Sickness”(2011／ドイツ・フランス・オランダ／91分)が上映されるので、会場の日比谷TOHOシネマズシャンテに見にいった。疫病対策を担う主人公の白人医師は家族と別れアフリカに残るが、予期せぬ悲劇が待っている。ドイツ人監督はコンゴ(民)(旧ザイール)に暮らしたことがあり、映画はコンラッドの小説「闇の奥」を連想させる暗さがある。

次の2本はコンペ部門の作品。

エリック・トレダノ／オリビエ・ナカッシュ監督「最強の二人」“Untouchable”(2011／フランス／112

分)は、東京サクラグランプリを獲得した。事故で下半身麻痺になったフランス人富豪と出所したばかりで介護に雇われたアフリカ系青年のコンビが繰り広げる痛快な笑いと友情を描いた劇映画。

リューベン・オストルンド監督「プレイ」“Play”(2011／スウェーデン・デンマーク・フランス／118分)は北欧の街で本当に起きたイジメ事件を材料にしたドラマ。街のアフリカ系黒人少年が白人少年をカツアゲする。

2. 第6回難民映画祭(10月1日～9日)

この映画祭は難民がテーマなので、アフリカ関連の作品を見ることができる。去年まではダルフール紛争に触れた作品が入っていたが、今年はスーダン情勢が鎮静化したので含まれていない。一般公開済みの「デザート・フラワー」ははじめ6本が上映された。そのうちドキュメンタリー3本を、会場の一つになっている九段南にあるイタリア文化会館で見た。

イタリア南部は地中海に突き出ており、歴史的にも北アフリカと深いつながりがある。紛争を逃れ、よりよい生活を求め、アフリカから地中海をボートで渡り、不法入国を試みる人は後を絶たない。そうした人々が目指す先は、キアラ・ザミッティ監督「終着駅：ランペドゥーサ島」“Last Stop Lampedusa”(2011／イタリア／14分)である。島はチュニジア南部のマーディアとマルタ島の間にありチュニジアの海岸からわずか140キロほどの距離にある。今年2月12日～14日の数日間に不安定な北アフリカから島に約5000人が漂着した。作品はその対応に追われるボランティアや地元住民、難民の



Niggerより(画像：UNHCR広報室)

Niggerタイトル(画像：UNHCR広報室)

『Nigger』

反応を収めたもの。

アントニオ・マルティノ監督「ニガー」“Nigger”(2009／イタリア／47分)はイタリア本土最南部のカラブリア州に設けられた1500人を収容する一大難民キャンプとこれを受け入れている人口約500人の村サンタンナを紹介する作品。朝8時から夜8時まで村を自由に闊歩するアフリカ難民、穏やかな生活が脅かされる村人。難民認定を得て晴れて目的地に旅立つもの、認められず強制帰国を逃れ行方をくらますものなど知られない真実が伝わってくる。

キーフ・デビドソン監督「カシム・ザ・ドリーム～チャンピオンになった少年兵～」“Kassim The Dream”(2009／アメリカ／86分)はアメリカに亡命した元少年兵のウガンダ国軍兵士がボクシングでチャンピオンになり、帰国と除隊を許され故郷の村を訪れる話。

3. 2011年の一般公開アフリカ映画

11月半ばに、監督・脚本ジュリアン・ルクレルク

「フランス特殊部隊GIGN～エールフランス8969便ハイジャック事件～」“L'Assaut”(2010／フランス／91分)がシアターN渋谷のレイトショーで公開された。この作品は1994年12月にアルジェ空港でイスラム武装勢力GIAメンバーにより起こされたエールフランス機ハイジャック事件を、事件発生からマルセイユ空港でのフランス特殊部隊突入による解決までを描いた迫真の劇映画。舞台は両空港と事件解決にあたる危機管理室のあるパリ。当時のゼルーアル・アルジェリア大統領、服役中のFIS指導者、バラデュール・フランス首相を映すニュースの映像なども織り込まれていて、事件の全容が分かる。事件はアルジェでベトナム人、フランス大使館員など乗客3人の犠牲を出したが、マルセイユでは犯人4人を除き死者はなかった。

事件後、アルジェリアでカトリック神父4人が報復で殺害され、運航停止となったAF便が再開されるのは2003年になる。

今春、公開された1996年にイスラム武装勢力の犠牲となった修道士達を描いた「神々と男たち」も同じ歴史的背景を持つ作品といえる。

アフリカ協会主催レセプションの開催

2011年12月14日(水)

12月14日(水)から16日(金)までの3日間、外務省で開催された平成23年度「アフリカ大使会議」及び「中東・北アフリカ大使会議」に出席のため、駐アフリカ各国日本大使が東京に一時帰国される機会に、アフリカ協会は12月14日、ホテルオークラに於いて同大使会議に出席された駐アフリカ各国大使ならびに駐日アフリカ各国大使をお招きし、レセプションを開催しました。

レセプション冒頭では、服部アフリカ協会会長【写真①】の開会挨拶のあと、12月5日に急逝された駐日ザンビア大使ビクシタ・ワムンディラ・レワニカ氏を偲び、出席者一同で黙祷を捧げました。続いて、在アフリカ公館長代表として岡田タンザニア大使【写真②】、駐日大使代表としてコンババハ駐日ジンバブエ大使【写真③】によるご挨拶と、12月に離任予

定のグローバル駐日南アフリカ大使【写真④】からの挨拶がありました。その後、外務省草賀アフリカ審議官【写真⑤】の発声による乾杯のあと、開宴となりました。

会場内では、帰国中の駐アフリカ日本大使がその任国の駐日アフリカ大使と握手して、カウンターパートとし初対面の挨拶を交わしながら、共通の話題をめぐって交流歓談がはなはだ光景があちこちで見られました。その会話は単なる友好挨拶にとどまらず、実質的な会談もあったようです。また、駐日アフリカ各国大使はこの席上で、外務省幹部・担当官はもちろん、緒方JICA理事長あるいは経済界の出席者とも親しく話を交わすことができたことを喜んでおられたようです。

当日は100名のご来場があり、終始和やかな雰囲気のもと、盛況のうちに幕を閉じました。



写真①

写真②



写真③

写真④

写真⑤



出席者リスト

国名	御名前
駐アフリカ大使	
アルジェリア民主人民共和国	Mr. Aissaoui ABDELHAK/Minister Counselor
アンゴラ共和国	H.E. Mr. Joao Miguel Vahekeni
エジプト・アラブ共和国	H.E. Mr. Hisham El-Zimaity
エジプト・アラブ共和国	Mr. Ragui El-Etreby/Deputy Chief of Mission
エチオピア連邦民主共和国	H.E. Mr. Markos Tekle Rike
エリトリア国	H.E. Mr. Estifanos Afeworki Haile
ガーナ共和国	H.E. Dr. William George Mensah Brandful
ギニア共和国	H.E. Mr. Mohamed Lamine TOURE
ケニア共和国	H.E. Mr. Benson Henry Ouma Ogutu
コンゴ民主共和国	Mr. Raphael MWENDA BAMBINGANILA/Charge d'Affaires a.i.
ザンビア共和国	Mr. Godfrey J.S. Kaande/Minister Counsellor
ジブチ共和国	H.E. Mr. Ahmed Arita Ali
ジンバブエ共和国	H.E. Mr. Stuart Harold Comberbach
スーダン共和国	H.E. Mr. Abdelwahab Mohamed ELHIJAZI
チュニジア共和国	H.E. Mr. Elyes Kasri
トーゴ共和国	Mr. BODJONA Alewabia Delali Aklesso/Charge d'Affaires a.i.
ナイジェリア連邦共和国	Mr. I. A. Imam/Minister Consular
ブルキナファソ	Mr. Lambert Alexandre OUEDRAOGO/Charge d'Affaires a.i.
ベナン共和国	H.E. Mr. Allassane Yasso
ボツワナ共和国	H.E. Mr. Pulaentle Tumedisio Kenosi
マダガスカル共和国	Mr. FENO Jeannot/Charge d'Affaires a.i.
マラウイ共和国	H.E. Brigadier Mr. Reuben Ngwenya
南アフリカ共和国	H.E. Mr. Gert Johannes Grobler
モザンビーク共和国	Mr. Ermindo Augusto Ferreira/Charge d'Affaires a.i.
モーリタニア・イスラム共和国	H.E. Mr. Yahya NGAM
モロッコ王国	H.E. Dr. Samir ARROUR
リビア	Mr. Giuma S.G. OUN/Charge d'Affaires a.i.
リベリア共和国	H.E. Ms. Youngor Sevelee Telewoda
ルワンダ共和国	H.E. Dr. Charles MURIGANDE
レソト王国	H.E. Mr. Richard Ramoetsi
駐アフリカ大使	
アンゴラ共和国	名井 良三 大使
ウガンダ共和国	皆川 一夫 大使
エチオピア連邦民主共和国	岸野 博之 大使
ガーナ共和国	二階 尚人 大使
ガボン共和国	小林 正雄 大使
カメルーン共和国	新井 勉 大使
ギニア共和国	中野 直継 大使
ケニア共和国	高田 稔久 大使
コートジボワール共和国	井上 進 大使
ザンビア共和国	江川 明夫 大使
ジブチ共和国	新美 潤 大使
ジンバブエ共和国	福田 米藏 大使
スーダン共和国	和田 明範 大使
セネガル共和国	深田 博史 大使
タンザニア連合共和国	岡田 真樹 大使
チュニジア共和国	多賀 敏行 大使
ナイジェリア連邦共和国	庄司 隆一 大使
ブルキナファソ	杉浦 勉 大使
ベナン共和国	番馬 正弘 大使
ボツワナ共和国	小林 弘裕 大使
マダガスカル共和国	川口 哲郎 大使
マラウイ共和国	寒川 富士夫 大使
マリ共和国	川田 正博 大使
南アフリカ共和国	坂本 秀之 公使
モーリタニア・イスラム共和国	東 博史 大使
モザンビーク共和国	橋本 栄治 大使
ルワンダ共和国	畑中 邦夫 大使



アフリカ赴任より帰任された大使、 新任駐日大使とのご面会

任期を終えられて帰国された前任の駐アフリカ大使と、このたび駐日コートジボワール大使に着任された新任大使が服部アフリカ協会会長にそれぞれ面会しました。



10月19日
加藤前駐ガボン大使（右）と北澤前駐コンゴ（民）大使（左）とのご面会



11月8日
ジェローム・クロー・ウェア駐日コートジボワール大使とのご面会

新任大使紹介

駐ウガンダ大使 皆川 一夫

駐ギニア大使 中野 直継

駐ガーナ大使 二階 尚人

駐タンザニア大使 岡田 眞樹

駐モザンビーク大使 橋本 栄治

駐ナイジェリア大使 庄治 隆一

駐カメルーン大使 新井 勉

駐ガボン大使 小林 正雄

駐ジンバブエ大使 福田 米藏

駐コートジボワール大使 井上 進

駐ボツワナ大使 小林 弘裕

駐コンゴ民主共和国大使 富永 純正

駐アルジェリア大使 川田 司

駐アンゴラ大使 名井 良三



（コンシェルジュ進化論）

スルガが、「コンシェルジュバンク」を初めて掲げたのは2001年。

いまでも、そしてこれからも、

「ライフ アンド ビジネス コンシェルジュ」を目指して進化してゆきます。

それは、お客さまの〈夢をかたちに〉する、〈夢に日付を〉いれる

お手伝いをさせていただくための進化です。

www.surugabank.co.jp